

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

- 1 -

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

書面の押印につ
いての記載を削
除

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
1－1－10 【 省 略 】 1－1－11 主任技術者等の資格 土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者<u>又は</u>監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。 （１）～（５） 【省略】 1－1－12 工事用地等の使用 1～3 【省略】 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときには、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情<u>又は</u>紛争が生じないように努めなければならない。 5 受注者は、本条第１項に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め<u>又は</u>監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。 6 【省略】 1－1－13 【 省 略 】 1－1－14 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を<u>全て</u>満たさなければならない。 （１）～（４） 【省略】 1－1－15 【 省 略 】 1－1－16 受注者相互の協力 受注者は、契約約款第２条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、<u>又は</u>関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。 1－1－17 調査、試験に対する協力 1 受注者は、発注者が自ら<u>又は</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。	1－1－10 【 省 略 】 1－1－11 主任技術者等の資格 土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者<u>または</u>監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。 （１）～（５） 【省略】 1－1－12 工事用地等の使用 1～3 【省略】 4 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときには、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情<u>または</u>紛争が生じないように努めなければならない。 5 受注者は、本条第１項に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め<u>または</u>監督員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求してきたときも同様とする。 6 【省略】 1－1－13 【 省 略 】 1－1－14 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を<u>すべて</u>満たさなければならない。 （１）～（４） 【省略】 1－1－15 【 省 略 】 1－1－16 受注者相互の協力 受注者は、契約約款第２条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事、<u>または</u>関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。 1－1－17 調査、試験に対する協力 1 受注者は、発注者が自ら<u>または</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
2 公共事業労務費調査 (1)～(2) 【省略】 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると<u>ともに</u>賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 【省略】 3 【省略】 1－1－18 工事の一時中止 1 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部<u>又は</u>一部の施工について一時中止を命じるものとする。 (1)～(2) 【省略】 (3) 関連する<u>ほか</u>の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合 (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当<u>又は</u>不可能となった場合 (5) 災害等により工事目的物に損害を生じまたは工事現場の状態が変動し、工事の続行が不相当<u>又は</u>不可能となった場合 (6) 【省略】 2～3 【省略】 1－1－19 【 省 略 】 1－1－20 工期変更 1～2 【省略】 3 受注者は、契約約款第18条第5項に基づき工事内容の変更<u>又は</u>設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 4 受注者は、契約約款第19条に基づく工事内容の変更<u>又は</u>契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 5～6 【省略】	2 公共事業労務費調査 (1)～(2) 【省略】 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると<u>共に</u>賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 【省略】 3 【省略】 1－1－18 工事の一時中止 1 発注者は、契約約款第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部<u>または</u>一部の施工について一時中止を命じるものとする。 (1)～(2) 【省略】 (3) 関連する<u>他</u>の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合 (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当<u>または</u>不可能となった場合 (5) 災害等により工事目的物に損害を生じまたは工事現場の状態が変動し、工事の続行が不相当<u>または</u>不可能となった場合 (6) 【省略】 2～3 【省略】 1－1－19 【 省 略 】 1－1－20 工期変更 1～2 【省略】 3 受注者は、契約約款第18条第5項に基づき工事内容の変更<u>または</u>設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 4 受注者は、契約約款第19条に基づく工事内容の変更<u>または</u>契約約款第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約約款第23条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督員と協議しなければならない。 5～6 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
1－1－21 支給材料及び貸与品 1 【省略】 2 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督員に提出しなければならない。 3 契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷降しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお、引渡終了後、契約約款第15条第3項の規定に基づき、支給材料（または貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督員に提出しなければならない。 4～5 【省略】 6 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」について、支給材料（又は貸与品）返還書を監督員に提出し、指示に従わなければならない。なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 7 【省略】 1－1－22 工事現場発生品 受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。 1－1－23 建設副産物 1～5 【省略】 6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 7 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場に	1－1－21 支給材料及び貸与品 1 【省略】 2 受注者は、契約約款第15条第1項の規定に基づき、工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（または貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督員に提出しなければならない。 3 契約約款第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書または監督員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷降しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお、引渡終了後、契約約款第15条第3項の規定に基づき、支給材料（または貸与品）受領（または借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督員に提出しなければならない。 4～5 【省略】 6 受注者は、契約約款第15条第9項に定める「不用となった支給材料または貸与品」について、支給材料（または貸与品）返還書を監督員に提出し、指示に従わなければならない。なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 7 【省略】 1－1－22 工事現場発生品 受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書または監督員の指示する場所で監督員に引渡さなければならない。 1－1－23 建設副産物 1～5 【省略】 6 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 7 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場に	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、【削除】再生資源利用促進計画【削除】に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）<u>及び第7項</u>で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 9～12 【省略】 1－1－24 工事材料の品質 1 契約約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものをいう。 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督員<u>又は</u>検査職員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。 なお、富山県コンクリート製品協会の認定製品については、品質証明書等に加え、製品に印字されている認定マークを写真に撮影し、整理・保管するものとする。 また、設計図書において事前に監督員の承諾<u>又は</u>確認を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員に提出して承諾<u>又は</u>確認を得るものとする。 1－1－25 【 省 略 】 1－1－26 数量の算出及び出来形図 1 【省略】 2 受注者は、出来形測定の結果を基に、富山県土地改良工事数量算出要領（案）<u>又は</u>森林整備保全事業設計積算要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。 3 【省略】 1－1－27 工事完成検査 1 受注者は、契約約款第31条第1項の工事完成届を提出する際に、次の各号に掲げる要件を<u>全て</u>満たさなくてはならない。 （1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される<u>全て</u>の工事が完成していること。 （2） 【省略】 （3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が<u>全て</u>完了し、監督員に提出している	において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 8 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、<u>「第6項再生資源利用促進計画」</u>に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）<u>と「第6項再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」</u>で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 9～12 【省略】 1－1－24 工事材料の品質 1 契約約款第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、<u>または</u>これと同等以上の品質を有するものをいう。 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督員<u>または</u>検査職員から請求があった場合は、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督員へ提出しなければならない。 なお、富山県コンクリート製品協会の認定製品については、品質証明書等に加え、製品に印字されている認定マークを写真に撮影し、整理・保管するものとする。 また、設計図書において事前に監督員の承諾<u>または</u>確認を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督員に提出して承諾<u>または</u>確認を得るものとする。 1－1－25 【 省 略 】 1－1－26 数量の算出及び出来形図 1 【省略】 2 受注者は、出来形測定の結果を基に、富山県土地改良工事数量算出要領（案）<u>又は</u>森林整備保全事業設計積算要領及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。 3 【省略】 1－1－27 工事完成検査 1 受注者は、契約約款第31条第1項の工事完成届を提出する際に、次の各号に掲げる要件を<u>すべて</u>満たさなくてはならない。 （1）設計図書（追加、変更指示も含む。）に示される<u>すべて</u>の工事が完成していること。 （2） 【省略】 （3）設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料の整備が<u>すべて</u>完了し、監督員に提出してい	参照箇所を修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
こと。 (4) 【省略】 2～4 【省略】 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－ <u>25</u> 監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。	ること。 (4) 【省略】 2～4 【省略】 5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－ <u>24</u> 監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。	番号の修正
1－1－28 出来形検査 1 受注者は、契約約款第37条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、 <u>又</u> <u>は</u> 契約約款第38条第1項の工事完成の通知を行った場合、出来形部分に係る検査を受けなければならない。	1－1－28 出来形検査 1 受注者は、契約約款第37条第2項の部分払いの確認請求を行った場合、 <u>ま</u> <u>たは</u> 契約約款第38条第1項の工事完成の通知を行った場合、出来形部分に係る検査を受けなければならない。	字句修正
2～3 【省略】 4 受注者は、検査員の指示による修補について、1－1－ <u>27</u> 工事完成検査4の規定に従うものとする。	2～3 【省略】 4 受注者は、検査員の指示による修補について、1－1－ <u>26</u> 工事完成検査4の規定に従うものとする。	番号の修正
5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－ <u>25</u> 監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。	5 受注者は、製作工場における完成検査に当たり、1－1－ <u>24</u> 監督員による検査及び立会等3に準じなければならない。	番号の修正
1－1－29～1－1－32 【 省 略 】	1－1－29～1－1－32 【 省 略 】	
1－1－33 工事中の安全管理 1 受注者は、 <u>最新の</u> 土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	1－1－33 工事中の安全管理 1 受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20農振第2236号平成21年3月30日付け農林水産省農村振興局整備部長名）、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)、森林土木工事安全施工技術指針（平成29年11月10日付け林野庁森林整備部長名）及び建設機械施工安全技術指針（平成17年3月31日付け建設省建設経済局建設機械課長名）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	字句追加
2～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、木製の標示板については、1－1－ <u>37</u> 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。	2～8 【省略】 9 受注者は、公衆の見えやすいところに工事目的、工事期間、工事種別、発注者名、施工者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。 なお、木製の標示板については、1－1－ <u>36</u> 環境対策4（3）に示す合法伐採木材等を使用すること。ただし、監督員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。	番号の修正
10 安全対策 (1)～(2) 【省略】 (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真・ビデオ <u>又</u> は実施状況報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に提示しなければならない。	10 安全対策 (1)～(2) 【省略】 (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真・ビデオ <u>または</u> 実施状況報告書等に記録した資料を整備・保管し、監督員及び検査員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、工事完成時に提示しなければならない。	字句修正
11 【省略】 12 受注者は、工事現場が隣接し <u>又</u> は同一場所において別途工事がある場合、	11 【省略】 12 受注者は、工事現場が隣接し <u>または</u> 同一場所において別途工事がある場	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。 13 【省略】 14 受注者は、工事中における安全の確保を<u>全て</u>に優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 15 【省略】 16 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を<u>全て</u>に優先させるものとする。 17～19 【省略】 1－1－34 【 省 略 】 1－1－35 跡片づけ 受注者は、工事の全部<u>又は</u>一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけ、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。 1－1－36 【 省 略 】 1－1－37 環境対策 1 【省略】 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1－1－<u>42</u> 官公庁への手続等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。 3～4 【省略】 5 排出ガス対策型建設機械 (1) 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1－1 に示す建設機械を使用する場合には、原則として特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付建設省	合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。 13 【省略】 14 受注者は、工事中における安全の確保を<u>すべて</u>に優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 15 【省略】 16 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を<u>すべて</u>に優先させるものとする。 17～19 【省略】 1－1－34 【 省 略 】 1－1－35 跡片づけ 受注者は、工事の全部<u>または</u>一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片づけ、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。また工事検査に必要な足場、はしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。 1－1－36 【 省 略 】 1－1－37 環境対策 1 【省略】 2 受注者は、環境への影響が予知されまたは発生した場合、直ちに応急措置を講じ監督員に連絡し、監督員の指示があればそれに応じなければならない。 第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、1－1－<u>41</u> 官公庁への手続等 6 及び 7 の規定により対応しなければならない。 3～4 【省略】 5 排出ガス対策型建設機械 (1) 受注者は、工事の施工にあたり表 1－1－1 に示す建設機械を使用する場合には、原則として特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 1 7 年法律第 5 1 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 3 年 1 0 月 8 日付建設省	字句修正 字句修正 字句修正 番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」<u>若しくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 (2) 受注者は工事の施工に当たり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け国土交通省告示第348号)」<u>若しくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表 1-1-1 【省略】 表 1-1-2 【省略】 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の制作等に関する事業者<u>又は</u>団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油等をいう)を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料	経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」<u>もしくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 (2) 受注者は工事の施工に当たり表1-1-2に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け国土交通省告示第348号)」<u>もしくは</u>「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督員と協議し、監督員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。 表 1-1-1 【省略】 表 1-1-2 【省略】 6 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の制作等に関する事業者<u>または</u>団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油等をいう)を選択しなければならない。また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 7 【省略】 1－1－38 【 省 略 】 1－1－39 交通安全管理 1～6 【省略】 7 受注者は、設計図書に<u>ほか</u>の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8 受注者は、公衆の交通が、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面から<u>全て</u>の設備その他の障害物を撤去しなければならない。 9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、<u>又は</u>水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可<u>又は</u>道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表 【省略】 ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、ほかの車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1－1－40 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1)～(69) 【省略】 (70) <u>【削除】</u>個人情報保護に関する法律 （平成15年 法律第 <u>57</u>号）	料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 7 【省略】 1－1－38 【 省 略 】 1－1－39 交通安全管理 1～6 【省略】 7 受注者は、設計図書に<u>他</u>の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。 8 受注者は、公衆の交通が、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面から<u>すべて</u>の設備その他の障害物を撤去しなければならない。 9 工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には、本条の「道路」は、水門、<u>または</u>水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。 10 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可<u>または</u>道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 表 【省略】 ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、ほかの車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。 1－1－40 諸法令の遵守 1 受注者は、当核工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は、受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は、以下に示すとおりである。 (1)～(69) 【省略】 (70) <u>行政機関の保有する</u>個人情報保護に関する法律 (平成15年 法律第 <u>58</u>号)	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 法律名の修正 番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
(71) ～ (79) 【省略】 2 ～ 3 【省略】 1 － 1 － 41 【 省 略 】 1 － 1 － 42 官公庁への手続等 1 【省略】 2 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例<u>又は</u>設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督員の指示を得るものとする。 3 ～ 7 【省略】 1 － 1 － 43 施工時期及び施工時間の変更 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日<u>又は</u>夜間に作業を行う際に施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員へ連絡しなければならない。（連絡方法は、電子メールまたはFAXによる報告とする。） 2 受注者は、設計図書に施工時期<u>又は</u>施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。 1 － 1 － 44 工事測量 1 ～ 4 【省略】 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭<u>又は</u>障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、受注者の設置した既存杭の保存に対して責任を負わなければならない。 6 【省略】 1 － 1 － 45 【 省 略 】 1 － 1 － 46 工事特性等への対応状況の報告 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫に関する項目、<u>又は</u>地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完成時までに監督員の指示する所定の様式により、監督員へ提出する事ができる。 1 － 1 － 47 不可抗力による損害 1 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、	(71) ～ (79) 【省略】 2 ～ 3 【省略】 1 － 1 － 41 【 省 略 】 1 － 1 － 42 官公庁への手続等 1 【省略】 2 受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例<u>または</u>設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督員の指示を得るものとする。 3 ～ 7 【省略】 1 － 1 － 43 施工時期及び施工時間の変更 1 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日<u>または</u>夜間に作業を行う際に施工計画書等で事前に作業実施報告をしていない場合は、事前にその理由を監督員へ連絡しなければならない。（連絡方法は、電子メールまたはFAXによる報告とする。） 2 受注者は、設計図書に施工時期<u>または</u>施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。 1 － 1 － 44 工事測量 1 ～ 4 【省略】 5 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭<u>または</u>障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、受注者の設置した既存杭の保存に対して責任を負わなければならない。 6 【省略】 1 － 1 － 45 【 省 略 】 1 － 1 － 46 工事特性等への対応状況の報告 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した工事特性や創意工夫に関する項目、<u>または</u>地域社会への貢献として評価出来る項目に関する事項について、工事完成時までに監督員の指示する所定の様式により、監督員へ提出する事ができる。 1 － 1 － 47 不可抗力による損害 1 契約約款第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
次の各号に定めるものをいう。 (1) <u>波浪、高潮に起因する場合</u> <u>波浪、高潮が想定している設計条件以上、又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合</u> (2) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 ア 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 イ 1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm以上 (3) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合 (4) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>わたって</u>、<u>ほか</u>の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 <u>(5) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合</u> (6) その他、上記(1)～(3)により難い場合 上記(1)～(3)により難い場合で、地形、地質、気象条件等により、天災等と判断される場合 2 【省略】 1－1－48 特許権等 1 受注者は、業務の遂行により発明<u>又は</u>考案したとき、監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 2 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除<u>又は</u>編集して利用することができる。 1－1－49 【 省 略 】 1－1－50 臨機の措置 1 【省略】 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的<u>又は</u>人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	次の各号に定めるものをいう。 <u>【新設】</u> (1) 降雨に起因する場合 次のいずれかに該当する場合 ア 24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上 イ 1時間雨量(任意の60分間における雨量をいう。)が20mm以上 (2) 強風に起因する場合 最大風速(10分間の平均風速で最大のもの)が15m/秒以上あった場合 (3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合 地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあつては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に<u>渡って</u>、<u>他</u>の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合 <u>【新設】</u> (4) その他、上記(1)～(3)により難い場合 上記(1)～(3)により難い場合で、地形、地質、気象条件等により、天災等と判断される場合 2 【省略】 1－1－48 特許権等 1 受注者は、業務の遂行により発明<u>または</u>考案したとき、監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。 2 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。 なお、出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除<u>または</u>編集して利用することができる。 1－1－49 【 省 略 】 1－1－50 臨機の措置 1 【省略】 2 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的<u>または</u>人為的事象に伴い、工事目的物の品質、出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	項目の追加 番号の修正 番号の修正 番号の修正 字句修正 項目の追加 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
1－1－51～1－1－52 【 省 略 】 1－1－53 個人情報の保護 1～3 【省略】 4 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示があるときを除き、工事を施工するために取り扱う個人情報を当該工事の目的以外の目的のために自ら利用し、<u>又は</u>提供してはならない。契約が終了し、<u>又は</u>解除された後においても、同様とする。 5 安全確保の措置 (1) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失<u>又は</u>き損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (2) 【省略】 6 【省略】 7 従事者への周知及び監督 (1) 受注者は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、<u>又は</u>不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。 (2) 【省略】 8 複写<u>又は</u>複製の禁止 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、<u>又は</u>複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。 9 資料等の返還及び廃棄 (1) 【省略】 (2) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡され、<u>又は</u>受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記(1)の規定により発注者に返還するものを除く。）を、工事完成後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 10 取扱状況の報告及び調査 発注者は、必要があると認めるときは、工事を施工するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、<u>又は</u>随時、実地に調査することができる。 11 【省略】 12 事故報告 受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、<u>又は</u>生ずるおそれがあるときは、	1－1－51～1－1－52 【 省 略 】 1－1－53 個人情報の保護 1～3 【省略】 4 利用及び提供の制限 受注者は、発注者の指示があるときを除き、工事を施工するために取り扱う個人情報を当該工事の目的以外の目的のために自ら利用し、<u>または</u>提供してはならない。契約が終了し、<u>または</u>解除された後においても、同様とする。 5 安全確保の措置 (1) 受注者は、工事を施工するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失<u>また</u><u>は</u>き損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (2) 【省略】 6 【省略】 7 従事者への周知及び監督 (1) 受注者は、工事に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該工事に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、<u>または</u>不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。 (2) 【省略】 8 複写<u>または</u>複製の禁止 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、<u>または</u>複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。 9 資料等の返還及び廃棄 (1) 【省略】 (2) 受注者は、工事を施工するために発注者から引き渡され、<u>または</u>受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記(1)の規定により発注者に返還するものを除く。）を、工事完成後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 10 取扱状況の報告及び調査 発注者は、必要があると認めるときは、工事を施工するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、<u>または</u>随時、実地に調査することができる。 11 【省略】 12 事故報告 受注者は、本条各項の規定に違反する事態が生じ、<u>または</u>生ずるおそれがあるときは、	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
ることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。 13 【省略】 14 名称等の公表 発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。 (1)～(2) 【省略】 (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。 (4)～(5) 【省略】 1－1－54～1－1－57 【 省 略 】 第2章 材 料 第1節 一般事項 2－1－1 適 用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。 なお、材料使用に当たり富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材・富山県グリーン購入調達方針に定める特定調達品目の積極的利用に努めるものとする。	あることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。 13 【省略】 14 名称等の公表 発注者は、受注者が本条各項の規定に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。 (1)～(2) 【省略】 (3) 第5項の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失またはき損したとき。 (4)～(5) 【省略】 1－1－54～1－1－57 【 省 略 】 第2章 材 料 第1節 一般事項 2－1－1 適 用 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に示す場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に示されていない仮設材料については除くものとする。 また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJISマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。 なお、材料使用に当たり富山県認定リサイクル製品・トライアル発注商品・県内産木材・富山県グリーン購入調達方針に定める特定調達品目の積極的利用に努めるものとする。	字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
2－1－2 材料の見本または資料の提出 1 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本 <u>又は</u>資料を提出し、監督員の承諾 <u>又は</u>確認を得るものとする。 2～3 【省略】 2－1－3 材料の試験及び検査 1 受注者は、設計図書及び監督員の指示により検査または試験を行うこととしている工事材料について、使用前にJIS規格 <u>又は</u>指示する方法により検査 <u>又は</u>試験を行わなければならない。 2 受注者は、検査 <u>又は</u>試験に合格したものであっても、使用時において監督員が変質 <u>又は</u>不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。 2－1－4 【省 略】 第2節 ～ 第3節 【省 略】 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－5 【省 略】 2－4－6 雑石（粗石、野面石） 雑石（粗石、野面石）は、天然石 <u>又は</u>破碎石で、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2－4－7 【省 略】 2－4－8 栗 石 栗石は、玉石 <u>又は</u>割ぐり石で20cm以下の小さいもので、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2－4－9 【省 略】 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標	2－1－2 材料の見本または資料の提出 1 受注者は、設計図書及び監督員が指示する工事材料について、事前に見本 <u>または</u>資料を提出し、監督員の承諾 <u>または</u>確認を得るものとする。 2～3 【省略】 2－1－3 材料の試験及び検査 1 受注者は、設計図書及び監督員の指示により検査または試験を行うこととしている工事材料について、使用前にJIS規格 <u>または</u>指示する方法により検査 <u>または</u>試験を行わなければならない。 2 受注者は、検査 <u>または</u>試験に合格したものであっても、使用時において監督員が変質 <u>または</u>不良品と認めた材料について、再度試験等を行い合格したものを使用しなければならない。また、不良品については、速やかに取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査を受けなければならない。 2－1－4 【省 略】 第2節 ～ 第3節 【省 略】 第4節 石材及び骨材 2－4－1～2－4－5 【省 略】 2－4－6 雑石（粗石、野面石） 雑石（粗石、野面石）は、天然石 <u>または</u>破碎石で、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2－4－7 【省 略】 2－4－8 栗 石 栗石は、玉石 <u>または</u>割ぐり石で20cm以下の小さいもので、薄っぺらなもの及び細長いものであってはならない。 2－4－9 【省 略】 2－4－10 コンクリート用骨材 1 設計図書に示す場合を除き、次の規格に適合したもの及びコンクリート標	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
準示方書（(公社)土木学会）によるもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 （１）～（７） ２～３ 【省略】 ２－４－11 アスファルト舗装用骨材等 １ アスファルト舗装用骨材は、JIS A 5001道路用碎石に適合したもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 砂利を使用する場合は、設計図書によるものとする。 ２～３ 【省略】 表２－４－１ 碎石の粒度 【省略】 注１）呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、<u>ほか</u>の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。 注２） 【省略】 ４～９ 【省略】 10 安定材 （１） 【省略】 （２）セメント セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210普通ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5213フライアッシュセメントの規格に適合したもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 （３） 【省略】 第５節 鋼 材 ２－５－１ 【 省 略 】 ２－５－２ 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 １～３ 【省略】 ４ 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （１）～（８） 【削除】 <u>【削除】</u> (<u>9</u>) JIS G 5526（ダクティル鋳鉄管） 記号 D1～4 (<u>10</u>) JIS G 5527（ダクティル鋳鉄異形管） 記号 DF (<u>11</u>) JDP A G 1027（農業用水用ダクティル鋳鉄管） 記号DA～DD	準示方書（(公社)土木学会）によるもの、<u>または</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 （１）～（７） ２～３ 【省略】 ２－４－11 アスファルト舗装用骨材等 １ アスファルト舗装用骨材は、JIS A 5001道路用碎石に適合したもの、<u>また</u> <u>は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 砂利を使用する場合は、設計図書によるものとする。 ２～３ 【省略】 表２－４－１ 碎石の粒度 【省略】 注１）呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の碎石であっても、<u>他</u>の碎石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。 注２） 【省略】 ４～９ 【省略】 10 安定材 （１） 【省略】 （２）セメント セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210普通ポルトランドセメント、JIS R 5211高炉セメント、JIS R 5213フライアッシュセメントの規格に適合したもの、<u>または</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 （３） 【省略】 第５節 鋼 材 ２－５－１ 【 省 略 】 ２－５－２ 鋼 材 鋼材は、次の規格に適合したもの、<u>または</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 １～３ 【省略】 ４ 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 （１）～（８） 【削除】 <u>(9) JIS G 5525（排水用鋳鉄管）</u> (<u>10</u>) JIS G 5526（ダクティル鋳鉄管） 記号 D1～4 (<u>11</u>) JIS G 5527（ダクティル鋳鉄異形管） 記号 DF (<u>12</u>) JDP A G 1027（農業用水用ダクティル鋳鉄管） 記号DA～DD	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
(12)JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鑄鉄管) 記号D1～D5、DPF (13)JDPA G 1042 (NS形ダクタイル鑄鉄管) 記号 D1, D2, DS (14)JDPA G 1046 (PN形ダクタイル鑄鉄管) 記号 D1～D4 (15)JDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鑄鉄管) 記号 AL1、AL2、AW 5 【省略】 2－5－3～2－5－7 【 省 略 】 第6節 セメント及びセメント混和材料 2－6－1 一般事項 セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。なお、特殊コンクリートに使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、コンクリート標準示方書・施工編（（公社）土木学会）によるものとする。 また、施工上の都合からやむを得ず<u>ほか</u>のセメントを使用する場合は、監督員と協議しなければならない。 2－6－2～2－6－4 【 省 略 】 第7節 【 省 略 】 第8節 瀝青材料 2－8－1～2－8－2 【 省 略 】 2－8－3 その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、次の規格に適合したもの、<u>又は</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 (1)～(2) 【省略】 2－8－4 【 省 略 】	(13)JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鑄鉄管) 記号D1～D5、DPF (14)JDPA G 1042 (NS形ダクタイル鑄鉄管) 記号 D1, D2, DS (15)JDPA G 1046 (PN形ダクタイル鑄鉄管) 記号 D1～D4 (16)JDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鑄鉄管) 記号 AL1、AL2、AW 5 【省略】 2－5－3～2－5－7 【 省 略 】 第6節 セメント及びセメント混和材料 2－6－1 一般事項 セメントは、設計図書で示す場合を除き、原則として高炉セメントB種を使用するものとする。なお、特殊コンクリートに使用するセメントは、設計図書で示す場合を除き、コンクリート標準示方書・施工編（（公社）土木学会）によるものとする。 また、施工上の都合からやむを得ず<u>他</u>のセメントを使用する場合は、監督員と協議しなければならない。 2－6－2～2－6－4 【 省 略 】 第7節 【 省 略 】 第8節 瀝青材料 2－8－1～2－8－2 【 省 略 】 2－8－3 その他の瀝青材料 その他の瀝青材料は、次の規格に適合したもの、<u>または</u>これと同等以上の品質を有するものとする。 (1)～(2) 【省略】 2－8－4 【 省 略 】	番号の修正 番号の修正 番号の修正 番号の修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 共通編

改 正 後	現 行	備 考
第 9 節 合成樹脂製品等 2－9－1 一般事項 1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、 <u>又は</u> これと同等以上の品質を有するものとする。 (1)～(13) 【省略】 <u>【削除】</u>	第 9 節 合成樹脂製品等 2－9－1 一般事項 1 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、 <u>または</u> これと同等以上の品質を有するものとする。 (1)～(13) 【省略】 <u>2 陶管は、次の規格に適合するもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</u> <u>(1)JIS R 1201 (陶管)</u>	字句修正 陶管を削除
第10節 ～ 第11節 【 省 略 】	第10節 ～ 第11節 【 省 略 】	
第12節 塗 料 2－12－1 一般事項 1 塗料は、JIS規格に適合したもの、 <u>又は</u> これと同等以上の品質を有するものとする。また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。 2 【省略】 2－12－2～2－12－4 【 省 略 】	第12節 塗 料 2－12－1 一般事項 1 塗料は、JIS規格に適合したもの、 <u>または</u> これと同等以上の品質を有するものとする。また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。 2 【省略】 2－12－2～2－12－4 【 省 略 】	字句修正
第13節 【 省 略 】	第13節 【 省 略 】	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第2編 農業農村整備事業編 第1章 施工共通事項 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 1－2－1 【 省 略 】 1－2－2 一般事項 1 施工計画 (1)受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>6</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 (2) 【省略】 2～6 【省略】 第3節 【 省 略 】 第4節 基礎工 1－4－1 【 省 略 】 1－4－2 既製杭工 1 【省略】 2 鋼杭工 (1)～(2) 【省略】 (3)現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～キ 【省略】	第2編 農業農村整備事業編 第1章 施工共通事項 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 1－2－1 【 省 略 】 1－2－2 一般事項 1 施工計画 (1)受注者は、施工計画樹立に当たり、第1編1－1－<u>5</u>施工計画書によるほか、関連工事との関係により工程に制約を受ける部分について、設計図書に従い関連工事受注者と協議のうえ、作成するものとする。 (2) 【省略】 2～6 【省略】 第3節 【 省 略 】 第4節 基礎工 1－4－1 【 省 略 】 1－4－2 既製杭工 1 【省略】 2 鋼杭工 (1)～(2) 【省略】 (3)現場継手を溶接により行う場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては、溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに次の規定によらなければならない。 ア～キ 【省略】	番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考																																																																	
ケ 受注者は、上記の<u>カ</u>、<u>キ</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 (4) 【省略】 3 【省略】 1－4－3～1－4－10 【 省 略 】 第5節 ～ 第9節 【 省 略 】 第10節 特殊コンクリート 1－10－1 【 省 略 】 1－10－2 寒中コンクリート 1～3 【省略】 4 養生 (1)～(4) 【省略】 表 1-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th></th><th><u>【削除】</u></th><th colspan="3"><u>セメントの種類</u></th></tr><tr><th><u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u></th><th><u>【削除】</u></th><th>普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト</th><th>早強^ポル^ト 普通^ポル^ト +促進剤</th><th>高 炉 セ メ ン ト B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">① <u>厳しい気象条件</u></td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2">② <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u></td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 【省略】 1－10－3～1－10－6 【 省 略 】		<u>【削除】</u>	<u>セメントの種類</u>			<u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u>	<u>【削除】</u>	普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト	早強 ^ポ ル ^ト 普通 ^ポ ル ^ト +促進剤	高 炉 セ メ ン ト B 種	① <u>厳しい気象条件</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日	② <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	ケ 受注者は、上記の<u>6)</u>、<u>7)</u>のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督員に報告するものとする。 なお、報告前においても当該記録を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 (4) 【省略】 3 【省略】 1－4－3～1－4－10 【 省 略 】 第5節 ～ 第9節 【 省 略 】 第10節 特殊コンクリート 1－10－1 【 省 略 】 1－10－2 寒中コンクリート 1～3 【省略】 4 養生 (1)～(4) 【省略】 表 1-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <table><tr><th></th><th><u>断面</u></th><th colspan="3"><u>普 通 の 場 合</u></th></tr><tr><th><u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u></th><th><u>セメントの種類</u></th><th>普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト</th><th>早強^ポル^ト 普通^ポル^ト +促進剤</th><th>高 炉 セ メ ン ト B 種</th></tr><tr><td rowspan="2">① <u>連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</u></td><td>養生 温度</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">② <u>普通の露出常態にあり①に属さない部分</u></td><td>5℃</td><td>9日</td><td>5日</td><td>12日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>7日</td><td>4日</td><td>9日</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>5℃</td><td>4日</td><td>3日</td><td>5日</td></tr><tr><td>10℃</td><td>3日</td><td>2日</td><td>4日</td></tr></table> (注) W／C＝55％の場合を示した。W／Cがこれと異なる場合は増減する。 5 【省略】 1－10－3～1－10－6 【 省 略 】		<u>断面</u>	<u>普 通 の 場 合</u>			<u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u>	<u>セメントの種類</u>	普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト	早強 ^ポ ル ^ト 普通 ^ポ ル ^ト +促進剤	高 炉 セ メ ン ト B 種	① <u>連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</u>	養生 温度								② <u>普通の露出常態にあり①に属さない部分</u>	5℃	9日	5日	12日	10℃	7日	4日	9日		5℃	4日	3日	5日	10℃	3日	2日	4日	番号の修正 表の表記を修正
	<u>【削除】</u>	<u>セメントの種類</u>																																																																	
<u>5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件</u>	<u>【削除】</u>	普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト	早強 ^ポ ル ^ト 普通 ^ポ ル ^ト +促進剤	高 炉 セ メ ン ト B 種																																																															
① <u>厳しい気象条件</u>	5℃	9日	5日	12日																																																															
	10℃	7日	4日	9日																																																															
② <u>まれに凍結融解する程度の気象条件</u>	5℃	4日	3日	5日																																																															
	10℃	3日	2日	4日																																																															
	<u>断面</u>	<u>普 通 の 場 合</u>																																																																	
<u>型枠の取外し直後に構造物が曝される環境</u>	<u>セメントの種類</u>	普 通 ポ ー ル ト ラ ン ト	早強 ^ポ ル ^ト 普通 ^ポ ル ^ト +促進剤	高 炉 セ メ ン ト B 種																																																															
① <u>連続してあるいはしばしば水で飽和される部分</u>	養生 温度																																																																		
② <u>普通の露出常態にあり①に属さない部分</u>	5℃	9日	5日	12日																																																															
	10℃	7日	4日	9日																																																															
	5℃	4日	3日	5日																																																															
	10℃	3日	2日	4日																																																															

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 11 節 一般舗装工	第 11 節 一般舗装工	
1－11－1 【 省 略 】	1－11－1 【 省 略 】	
1－11－2 舗装準備工	1－11－2 舗装準備工	
1～2 【省略】	1～2 【省略】	
3 受注者は、路床面または路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。	3 受注者は、路床面または路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。	字句修正
1－11－3 アスファルト舗装工	1－11－3 アスファルト舗装工	
1～2 【省略】	1～2 【省略】	
3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。	3 セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。	
(1)～(2) 【省略】	(1)～(2) 【省略】	
(3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿【削除】構造を有する倉庫等に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	(3) 受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。	字句追加
(4)～(19) 【省略】	(4)～(19) 【省略】	
4～5 【省略】	4～5 【省略】	
1－11－4 コンクリート舗装工	1－11－4 コンクリート舗装工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。	2 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。	字句修正
3～27 【省略】	3～27 【省略】	
1－11－5 【 省 略 】	1－11－5 【 省 略 】	
第 12 節 【 省 略 】	第 12 節 【 省 略 】	
第 13 節 地盤改良工	第 13 節 地盤改良工	
1－13－1～1－13－4 【 省 略 】	1－13－1～1－13－4 【 省 略 】	
1－13－5 締固め改良工	1－13－5 締固め改良工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設等に影響を及ぼ	2 受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設等に影響を及ぼ	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
さないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 【省略】 1－13－6 固結工 1 【省略】 2 受注者は、固結工の施工に先立ち、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に<u>連絡</u>しなければならない。 3 受注者は、固結工の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設等への振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督員へ<u>連絡</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督員に<u>連絡</u>、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 【省略】 1－13－7 置換工 1～2 【省略】 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に<u>連絡</u>し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。 第14節 ～ 第18節 【省略】 第19節 構造物撤去工 1－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 1－19－2～1－19－4 【省略】 1－19－5 運搬処理工 1 【省略】 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督員と協議しなければならない。	さないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 3 【省略】 1－13－6 固結工 1 【省略】 2 受注者は、固結工の施工に先立ち、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しこの結果を監督員に<u>報告</u>しなければならない。 3 受注者は、固結工の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設等への振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督員へ<u>報告</u>し、その対応方法に関して協議しなければならない。 4 受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督員に<u>報告</u>、その対応方法に関して協議しなければならない。 5～10 【省略】 1－13－7 置換工 1～2 【省略】 3 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に<u>報告</u>し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。 第14節 ～ 第18節 【省略】 第19節 構造物撤去工 1－19－1 一般事項 受注者は、工事の施工に伴い発生した建設副産物について第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 1－19－2～1－19－4 【省略】 1－19－5 運搬処理工 1 【省略】 2 受注者は、施工上やむを得ず設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるとともに、処分方法等について監督員と協議しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 番号の修正 番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 20 節 仮設工 1－20－1 一般事項 1～4 【省略】 5 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1－1－<u>6</u>施工計画書によるものとする。 1－20－2～1－20－11 【 省 略 】 第 21 節 【 省 略 】 第 2 章 ほ場整備工事 第 1 節 適用 2－1－1 適用 本章は、ほ場<u>整備</u>工事の<u>整</u>地工、水路工及び道路工その他これに類する工種について適用するものとする。 第 2 節 ～ 第 7 節 【 省 略 】 第 3 章 農用地造成工事 第 1 節 ～ 第 7 節 【 省 略 】 第 8 節 ほ場内沈砂池工 3－8－1 ほ場内沈砂池工	第 20 節 仮設工 1－20－1 一般事項 1～4 【省略】 5 なお、施工計画書の作成方法については、第 1 編 1－1－<u>5</u>施工計画書によるものとする。 1－20－2～1－20－11 【 省 略 】 第 21 節 【 省 略 】 第 2 章 ほ場整備工事 第 1 節 適用 2－1－1 適用 本章は、ほ場<u>精微</u>工事の<u>聖</u>地工、水路工及び道路工その他これに類する工種について適用するものとする。 第 2 節 ～ 第 7 節 【 省 略 】 第 3 章 農用地造成工事 第 1 節 ～ 第 7 節 【 省 略 】 第 8 節 ほ場内沈砂池工 3－8－1 ほ場内沈砂池工	番号の修正 誤字の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
1～4 【省略】 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 【 省 略 】 第4章 【 省 略 】 第5章 トンネル工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 5－2－1 【 省 略 】 5－2－2 一般事項 1～2 【省略】 3 保安 (1) 【省略】 (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤、ガスの噴出その他工事に支障を与えるおそれのある場合 <u>には、工事を中止し監督員と協議しなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に<u>連絡</u>するものとする。 4 【省略】 第3節 ～ 第8節 【 省 略 】	1～4 【省略】 5 受注者は、ほ場内沈砂池取り壊しにより発生した建設副産物については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 第9節 【 省 略 】 第4章 【 省 略 】 第5章 トンネル工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 5－2－1 【 省 略 】 5－2－2 一般事項 1～2 【省略】 3 保安 (1) 【省略】 (2) 受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤、ガスの噴出その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u> ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に<u>報告</u>するものとする。 4 【省略】 第3節 ～ 第8節 【 省 略 】	番号の修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第6章 【 省 略 】	第6章 【 省 略 】	
第7章 排水路工事・河川工事	第7章 排水路工事・河川工事	
第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	
第4節 構造物撤去工	第4節 構造物撤去工	
7－4－1 一般事項	7－4－1 一般事項	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－ <u>23</u> 建設副産物の規定によらなければならない。	2 受注者は、工事の施工に伴い生じた建設副産物について、第1編1－1－ <u>22</u> 建設副産物の規定によらなければならない。	番号の修正
3 【省略】	3 【省略】	
7－4－2 【 省 略 】	7－4－2 【 省 略 】	
第5節 ～ 第15節 【 省 略 】	第5節 ～ 第15節 【 省 略 】	
第8章 ～ 第9章 【 省 略 】	第8章 ～ 第9章 【 省 略 】	
第10章 フィルダム工事	第10章 フィルダム工事	
第1節 ～ 第4節 【 省 略 】	第1節 ～ 第4節 【 省 略 】	
第5節 原石採取工	第5節 原石採取工	
10－5－1 原石山表土廃棄岩処理	10－5－1 原石山表土廃棄岩処理	
原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－ <u>23</u> 建設副産物の規定によ	原石山表土廃棄岩処理については、第1編1－1－ <u>22</u> 建設副産物の規定によ	番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
るものとする。 10－5－2 【 省 略 】 第6節 ～ 第12節 【 省 略 】 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4 【 省 略 】 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>23</u>建設副産物の規定によるものとする。 第14節 【 省 略 】 第11章 コンクリートダム工事 第1節 ～ 第5節 【 省 略 】 第6節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1～2 【省略】 3 材料の計量 (1) 【省略】 (2) 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、第2編<u>1－7－4材料の計量</u>、表1-7-1<u>計量値の許容差</u>に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよい<u>ものとする</u>。 (3)～(4) 【省略】	るものとする。 10－5－2 【 省 略 】 第6節 ～ 第12節 【 省 略 】 第13節 雑工事 10－13－1～10－13－4 【 省 略 】 10－13－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－<u>22</u>建設副産物の規定によるものとする。 第14節 【 省 略 】 第11章 コンクリートダム工事 第1節 ～ 第5節 【 省 略 】 第6節 堤体工 11－6－1 コンクリート材料 1～2 【省略】 3 材料の計量 (1) 【省略】 (2) 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、第2編<u>第1章</u>表1-7-1に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよい。 (3)～(4) 【省略】	番号の修正 字句修正 字句追加

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
4 【省略】 11－6－2～11－6－8 【 省 略 】 第7節 【 省 略 】 第8節 雑工事 11－8－1～11－8－4 【 省 略 】 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。 11－8－6～11－8－8 【 省 略 】 第12章 PC橋工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 12－2－1 【 省 略 】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 (1)～(3) 【省略】 (4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 2～3 【省略】	4 【省略】 11－6－2～11－6－8 【 省 略 】 第7節 【 省 略 】 第8節 雑工事 11－8－1～11－8－4 【 省 略 】 11－8－5 建設発生土処理工 建設発生土処理工の施工については、第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。 11－8－6～11－8－8 【 省 略 】 第12章 PC橋工事 第1節 【 省 略 】 第2節 一般事項 12－2－1 【 省 略 】 12－2－2 一般事項 1 輸送工 (1)～(3) 【省略】 (4) 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に報告し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。 2～3 【省略】	番号の修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 【 省 略 】 12－3－2 横組工 1～2 【省略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（5） 【省略】 （6）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。 （7）～（11） 【省略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料については、次の規定によるものを使用しなければならない。 1）～4） 【省略】 5）体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JSCE-F535）に準じて求める値が-0.5％～0.5％の範囲内であることを標準とする。 6）～8） 【省略】 （2）～（6） 【省略】 12－3－3 【 省 略 】 第4節 【 省 略 】 第5節 舗装工 12－5－1～12－2－2 【 省 略 】 12－5－3 グースアスファルト舗装工 1 【省略】	第3節 コンクリート橋架設工 12－3－1 【 省 略 】 12－3－2 横組工 1～2 【省略】 3 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。 （1）～（5） 【省略】 （6）緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、P C鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に報告するとともに、原因を確認し、適切な措置を講じなければならない。 （7）～（11） 【省略】 4 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。 （1）受注者は、本条で使用するグラウト材料については、次の規定によるものを使用しなければならない。 1）～4） 【省略】 5）体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法（鉛直管方法）（JIS420-2004）に準じて求める値が-0.5％～0.5％の範囲内であることを標準とする。 6）～8） 【省略】 （2）～（6） 【省略】 12－3－3 【 省 略 】 第4節 【 省 略 】 第5節 舗装工 12－5－1～12－2－2 【 省 略 】 12－5－3 グースアスファルト舗装工	字句修正 字句修正 規格の変更

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 3～5 【省略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１） 【省略】 （２）接着剤の規格は表12-5-1 <u>(1) 及び12-5-1 (2)</u> を満足するものでなければならない。 （３）～（５） 【省略】 7～13 【省略】 12－5－4 【 省 略 】 第6節 【 省 略 】 第13章 【 省 略 】 第14章 頭首工工事 第1節 ～ 第8節 【 省 略 】 第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 【 省 略 】 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1 【省略】 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （１）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が<u>エポキシ樹脂系接着剤</u>で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>の</u>ものを使用するものとする。<u>エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはな</u>	1 【省略】 2 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、<u>その処置方法について</u>監督員と協議しなければならない。 3～5 【省略】 6 接着剤の塗布に当たり、以下の各規定によらなければならない。 （１） 【省略】 （２）接着剤の規格は表12-5-1を満足するものでなければならない。 （３）～（５） 【省略】 7～13 【省略】 12－5－4 【 省 略 】 第6節 【 省 略 】 第13章 【 省 略 】 第14章 頭首工工事 第1節 ～ 第8節 【 省 略 】 第9節 管理橋上部工 14－9－1～14－9－4 【 省 略 】 14－9－5 プレキャストブロック桁組立工 1 【省略】 2 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。 （１）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上<u>で、かつ表14-9-1に示す条件を満足する</u>ものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。	字句追加 表示の名称を変更 施工の規定についての変更・追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>らない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。</u>これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 <u>未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。</u> なお、接着剤の試験方法は<u>コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）における、JSCF-H101 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格によるものとする。</u><u>これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u> (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 4 【省略】 14－ 9 － 6 ～14－ 9 －12 【 省 略 】 第15章 【 省 略 】 第16章 地すべり防止工事 第 1 節 【 省 略 】 第 2 節 一般事項 16－ 2 － 1 【 省 略 】 16－ 2 － 2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに<u>予期できなかつた</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、<u>工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡</u>しなければならない。 2 ～ 3 【省略】	なお、接着剤の試験方法<u>としては</u>JSCF-H101 プレキャストコンクリート用エポキシ樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格<u>(案) コンクリート標準示方書・基準編（（公社）土木学会）</u>によるものとする。 (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 4 【省略】 14－ 9 － 6 ～14－ 9 －12 【 省 略 】 第15章 【 省 略 】 第16章 地すべり防止工事 第 1 節 【 省 略 】 第 2 節 一般事項 16－ 2 － 1 【 省 略 】 16－ 2 － 2 一般事項 1 受注者は、施工中工事区域内に新たに<u>な</u>亀裂の発生等異常を認めた場合、直ちに監督員に<u>報告</u>しなければならない。 2 ～ 3 【省略】	字句追加 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
第3節 ～ 第15節 【 省 略 】	第3節 ～ 第15節 【 省 略 】	
第17章 ～ 第18章 【 省 略 】	第17章 ～ 第18章 【 省 略 】	
第19章 推進工事	第19章 推進工事	
第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	第1節 ～ 第3節 【 省 略 】	
第4節 推進工	第4節 推進工	
19－4－1～19－4－2 【 省 略 】	19－4－1～19－4－2 【 省 略 】	
19－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）	19－4－3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）	
1～8 【省略】	1～8 【省略】	
9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1－1－23建設副産物の規定によるものとする。	9 受注者は、薬液注入及び地盤改良を実施した地盤から発生する泥土は、適正に処理し再生利用に務めるほか第1編1－1－22建設副産物の規定によるものとする。	番号の修正
10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に連絡するとともに、事後の処理について協議しなければならない。	10 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に報告するとともに、事後の処理について協議しなければならない。	字句修正
11～12 【省略】	11～12 【省略】	
19－4－4～19－4－6 【 省 略 】	19－4－4～19－4－6 【 省 略 】	
第5節 仮設工	第5節 仮設工	
19－5－1～19－5－2 【 省 略 】	19－5－1～19－5－2 【 省 略 】	
19－5－3 泥水処理設備工	19－5－3 泥水処理設備工	
泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水	泥水処理設備については、設計図書に示すとおり設置するものとする。泥水	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 農業農村整備事業編

改 正 後	現 行	備 考
処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－ 23 建設副産物及び第 2 編 1－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督員と協議するものとする。 19－5－4～19－5－6 【 省 略 】	処理設備から発生する汚泥及び処理水については、第 1 編 1－1－ 22 建設副産物及び第 2 編 1－21－2 事業損失防止費の規定により処理するものとする。 なお、これにより難い場合については、監督員と協議するものとする。 19－5－4～19－5－6 【 省 略 】	番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第3編 森林整備保全事業編 第1部 森林土木工事共通編 第1章 土工 第1節 適 用 1－1－1～1－1－2 【 省 略 】 1－1－3 一般事項 1～3 【省略】 4 発生土受入れ地等 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土<u>又は</u>、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5～8 【省略】 1－1－4 伐開・除根等 1 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他有害な物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。 ただし、盛土又は残土処理場の法面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督員の承諾を得て<u>法面</u>付近で伐除することができる。	第3編 森林整備保全事業編 第1部 森林土木工事共通編 第1章 土工 第1節 適 用 1－1－1～1－1－2 【 省 略 】 1－1－3 一般事項 1～3 【省略】 4 発生土受入れ地等 受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、及び建設発生土の内容等については、設計図書及び監督員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土<u>また</u><u>は</u>、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 5～8 【省略】 1－1－4 伐開・除根等 1 受注者は、伐開に当たり、設計図書に示された伐開区域内にある木を根元から切り取り、笹、雑草、倒木その他有害な物件を取り除き、伐開区域内から除去しなければならない。 ただし、盛土又は残土処理場の法面箇所付近の生立木で、盛土の安定又は立木の生育に支障を生ずるおそれのない場合は、監督員の承諾を得て<u>のり面</u>付近で伐除することができる。	字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
2 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の<u>法頭</u>、盛土の<u>法尻</u>、構造物等の外側 1 m 程度を標準とする。 3～8 【省略】 1－1－5 【省 略】 1－1－6 掘削工 1 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土<u>法面</u>勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 2 受注者は、<u>法面</u>については、指定の<u>法面</u>勾配でなじみよく仕上げるものとし、<u>法面</u>の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。 3 受注者は、<u>法面</u>は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定<u>法面</u>勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。 4～5 【省略】 6 受注者は、土質の種類等により<u>法面</u>勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。 7 受注者は、岩石掘削における<u>法面</u>の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。 万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 8 【省略】 9 受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向<u>又は</u>高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。 10～13 【省略】 1－1－7 盛土工 1～5 【省略】	2 受注者は、伐開の範囲は、設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の<u>のり頭</u>、盛土の<u>のり尻</u>、構造物等の外側 1 m 程度を標準とする。 3～8 【省略】 1－1－5 【省 略】 1－1－6 掘削工 1 受注者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土<u>のり面</u>勾配の変更を要する土質又は湧水若しくは埋設物等を発見した場合は、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 2 受注者は、<u>のり面</u>については、指定の<u>のり面</u>勾配でなじみよく仕上げるものとし、<u>のり面</u>の安定を損なう凹凸、湾曲等があってはならない。 3 受注者は、<u>のり面</u>は切り過ぎないように十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定<u>のり面</u>勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。 4～5 【省略】 6 受注者は、土質の種類等により<u>のり面</u>勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。 7 受注者は、岩石掘削における<u>のり面</u>の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。 万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、受注者は監督員の承諾を得た工法で修復しなければならない。 8 【省略】 9 受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向<u>または</u>高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。 10～13 【省略】 1－1－7 盛土工 1～5 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
6 作業終了時等の排水処理 受注者は、盛土工の作業終了時<u>又は</u>作業を中断する場合は、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 7～15 【省略】 16 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下<u>又は</u>滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 1－1－8～1－1－10 【 省 略 】 1－1－11 残土処理工 1 【省略】 2 残土処理場の基礎地盤及び<u>法面</u>は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督員の指示を求めなければならない。 3～4 【省略】 1－1－12 路体盛土工 1～5 【省略】 6 受注者は、路体盛土工の作業終了時<u>又は</u>作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 1－1－13 路床盛土工 1～4 【省略】 5 受注者は、路床盛土工の作業終了時<u>又は</u>作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6～16 【省略】 1－1－14 作業土工(床掘り・埋戻し) 1～2 【省略】 3 異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊<u>又は</u>破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協議	6 作業終了時等の排水処理 受注者は、盛土工の作業終了時<u>または</u>作業を中断する場合は、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 7～15 【省略】 16 異常時の処置 受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下<u>または</u>滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督員に通知しなければならない。 1－1－8～1－1－10 【 省 略 】 1－1－11 残土処理工 1 【省略】 2 残土処理場の基礎地盤及び<u>のり面</u>は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督員の指示を求めなければならない。 3～4 【省略】 1－1－12 路体盛土工 1～5 【省略】 6 受注者は、路体盛土工の作業終了時<u>または</u>作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 1－1－13 路床盛土工 1～4 【省略】 5 受注者は、路床盛土工の作業終了時<u>または</u>作業を中断する場合には、表面に４％程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。 6～16 【省略】 1－1－14 作業土工(床掘り・埋戻し) 1～2 【省略】 3 異常時の処置 受注者は、床掘りにより崩壊<u>または</u>破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督員と協	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
しなければならない。 4～14 【省略】 第2章 鉄筋・無筋コンクリート 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 2－2－1～2－2－2 【 省 略 】 2－2－3 塩分の浸透防止 受注者は、海水<u>又は</u>潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－2－4 【 省 略 】 第3節 レディーミクストコンクリート 2－3－1 【 省 略 】 2－3－2 工場の選定 1 【省略】 2 JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、本条第1項（1）により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、本条第1項（1）により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験	議しなければならない。 4～14 【省略】 第2章 鉄筋・無筋コンクリート 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 2－2－1～2－2－2 【 省 略 】 2－2－3 塩分の浸透防止 受注者は、海水<u>または</u>潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 2－2－4 【 省 略 】 第3節 レディーミクストコンクリート 2－3－1 【 省 略 】 2－3－2 工場の選定 1 【省略】 2 JISのレディーミクストコンクリート 受注者は、本条第1項（1）により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 なお、本条第1項（1）により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験	字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書<u>又は</u>バッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、本条第1項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第4節 2-4-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 4 【省略】 2－3－3 【 省 略 】 第4節 現場練りコンクリート 2－4－1 【 省 略 】 2－4－2 材料の貯蔵 1 【省略】 2 混和材料の貯蔵 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器<u>又は</u>防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。 また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 3 【省略】 2－4－3 【 省 略 】 2－4－4 材料の計量及び練混ぜ 1 計量装置 （1） 【省略】 （2）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければな	に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書<u>または</u>バッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート 受注者は、本条第1項（2）に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第4節 2-4-4 材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督員へ提出しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 4 【省略】 2－3－3 【 省 略 】 第4節 現場練りコンクリート 2－4－1 【 省 略 】 2－4－2 材料の貯蔵 1 【省略】 2 混和材料の貯蔵 受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器<u>または</u>防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。 また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。 3 【省略】 2－4－3 【 省 略 】 2－4－4 材料の計量及び練混ぜ 1 計量装置 （1） 【省略】 （2）受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければな	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
らない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2 材料の計量 (1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」<u>又は</u>連続測定が可能な簡易試験方法<u>又は</u>監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 (2) ～ (6) 【省略】 (7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水<u>又は</u>混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。 3 練混ぜ (1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ<u>又は</u>連続ミキサを使用するものとする。 (2) 【省略】 (3) 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、<u>又は</u>同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 (4) ～ (11) 【省略】 第5節 運搬・打設 2－5－1～2－5－3 【省略】 2－5－4 打設 1～17 【省略】 18 壁又は柱の連続打設時の注意	らない。なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2 材料の計量 (1) 受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）若しくはJIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法－遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法－粗骨材の表面水率試験方法」<u>または</u>連続測定が可能な簡易試験方法<u>または</u>監督員の承諾を得た方法によらなければならない。 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。 (2) ～ (6) 【省略】 (7) 受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水<u>または</u>混和剤をうすめるのに用いた水は、練り混ぜ水の一部としなければならない。 3 練混ぜ (1) 受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ<u>または</u>連続ミキサを使用するものとする。 (2) 【省略】 (3) 受注者は、JIS A 8603-1（コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目）、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）に適合するか、<u>または</u>同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督員に協議しなければならない。 (4) ～ (11) 【省略】 第5節 運搬・打設 2－5－1～2－5－3 【省略】 2－5－4 打設 1～17 【省略】 18 壁又は柱の連続打設時の注意	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
受注者は、壁<u>又は</u>柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリージングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。 19～21 【省略】 2－5－5 【 省 略 】 2－5－6 沈下ひび割れに対する処置 1 沈下ひび割れ対策 受注者は、スラブ<u>又は</u>梁のコンクリートが壁<u>又は</u>柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁<u>又は</u>柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ<u>又は</u>梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。 2 【省略】 2－5－7 打継目 1～2 【省略】 3 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、<u>又は</u>溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。 4 【省略】 5 床と一体になった柱又は壁の打継目 受注者は、床組みと一体になった柱<u>又は</u>壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。 6 床組みの打継目 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ<u>又は</u>、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。	受注者は、壁<u>または</u>柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリージングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。 19～21 【省略】 2－5－5 【 省 略 】 2－5－6 沈下ひび割れに対する処置 1 沈下ひび割れ対策 受注者は、スラブ<u>または</u>梁のコンクリートが壁<u>または</u>柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁<u>または</u>柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ<u>または</u>梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。 2 【省略】 2－5－7 打継目 1～2 【省略】 3 打継目を設ける場合の注意 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、<u>または</u>溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や、差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。 4 【省略】 5 床と一体になった柱又は壁の打継目 受注者は、床組みと一体になった柱<u>または</u>壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。 6 床組みの打継目 受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ<u>または</u>、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがそのスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
7～9 【省略】 2－5－8～2－5－9 【 省 略 】 第6節 鉄筋工 2－6－1 一般事項 1 【省略】 2 照 査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保<u>できている</u>ことを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。 3～5 【省略】 2－6－2 【 省 略 】 2－6－3 加 工 1 【省略】 2 鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。 なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3～5 【省略】 2－6－4 組立て 1 【省略】 2 配筋・組立て 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （1）【省略】 （2）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、	7～9 【省略】 2－5－8～2－5－9 【 省 略 】 第6節 鉄筋工 2－6－1 一般事項 1 【省略】 2 照 査 受注者は、施工前に、設計図書に示された形状および寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打込みおよび締固め作業を行うために必要な空間が確保<u>出来ている</u>ことを確認しなければならない。不備を発見したときは監督員に協議しなければならない。 3～5 【省略】 2－6－2 【 省 略 】 2－6－3 加 工 1 【省略】 2 鉄筋加工時の温度 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。 なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 3～5 【省略】 2－6－4 組立て 1 【省略】 2 配筋・組立て 受注者は、配筋・組立てにおいて以下によらなければならない。 （1）【省略】 （2）受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、<u>主</u>	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
<u>又は</u>クリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。 (3) 【省略】 3～5 【省略】 2－6－5 継 手 1～3 【省略】 4 継手構造の選定 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手<u>又は</u>機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5～6 【省略】 7 鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、<u>又は</u>継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。 2－6－6 ガス圧接 1 圧接工の資格 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督員<u>又は</u>検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 2 【省略】 3 圧接の禁止 受注者は、規格<u>又は</u>形状の著しく異なる場合及び径の差が 7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41と D51の場合はこの限りではない。 4～5 【省略】	<u>たは</u>クリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。 (3) 【省略】 3～5 【省略】 2－6－5 継 手 1～3 【省略】 4 継手構造の選定 受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手<u>または</u>機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督員<u>または</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 5～6 【省略】 7 鉄筋間の寸法 受注者は、継手部と隣接する鉄筋とのあき、<u>または</u>継手部相互のあきを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。 2－6－6 ガス圧接 1 圧接工の資格 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。 なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 また、圧接工の技量の確認に関して、監督員<u>または</u>検査員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。 2 【省略】 3 圧接の禁止 受注者は、規格<u>または</u>形状の著しく異なる場合及び径の差が 7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41と D51の場合はこの限りではない。 4～5 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
6 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨<u>又は</u>、強風等の時は作業をしてはならない。 ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。 第 7 節 型枠及び支保 2－7－1 【 省 略 】 2－7－2 構 造 1～2 【省略】 3 型枠の構造 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板<u>又は</u>パネルの継目はなるべく部材軸に直角<u>又は</u>平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。 4～5 【省略】 2－7－3 組立て 1 一般事項 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト<u>又は</u>棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 2～3 【省略】 2－7－4 【 省 略 】 第 8 節 暑中コンクリート 2－8－1 【 省 略 】 2－8－2 施 工	6 悪天候時の作業禁止 受注者は、降雪雨<u>または</u>、強風等の時は作業をしてはならない。 ただし、作業が可能なように、防風対策を施して適切な作業ができることが確認された場合は作業を行うことができる。 第 7 節 型枠及び支保 2－7－1 【 省 略 】 2－7－2 構 造 1～2 【省略】 3 型枠の構造 受注者は、型枠を容易に組立て及び取りはずすことができ、せき板<u>または</u>パネルの継目はなるべく部材軸に直角<u>または</u>平行とし、モルタルのもれない構造にしなければならない。 4～5 【省略】 2－7－3 組立て 1 一般事項 受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルト<u>または</u>棒鋼を用いなければならない。 また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。 なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。 2～3 【省略】 2－7－4 【 省 略 】 第 8 節 暑中コンクリート 2－8－1 【 省 略 】 2－8－2 施 工	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
1 【省略】 2 打設前の注意 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する<u>おそれ</u>のある部分は十分吸水させなければならない。 また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 3～6 【省略】 2－8－3 【 省 略 】 第9節 寒中コンクリート 2－9－1 【 省 略 】 2－9－2 施 工 1 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、<u>又は</u>氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 (2) 受注者は、材料を加熱する場合、水<u>又は</u>骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。 (3) 【省略】 2～6 【省略】 2－9－3 養 生 1～3 【省略】 4 コンクリートに給熱 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥<u>又は</u>熱せられることのないようにしなければならない。 また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。 5 【省略】	1 【省略】 2 打設前の注意 受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水する<u>恐れ</u>のある部分は十分吸水させなければならない。 また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。 3～6 【省略】 2－8－3 【 省 略 】 第9節 寒中コンクリート 2－9－1 【 省 略 】 2－9－2 施 工 1 一般事項 受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。 (1) 受注者は、凍結しているか、<u>または</u>氷雪の混入している骨材を用いてはならない。 (2) 受注者は、材料を加熱する場合、水<u>または</u>骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。 (3) 【省略】 2～6 【省略】 2－9－3 養 生 1～3 【省略】 4 コンクリートに給熱 受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥<u>または</u>熱せられることのないようにしなければならない。 また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。 5 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第10節 【 省 略 】	第10節 【 省 略 】	
第11節 水中コンクリート	第11節 水中コンクリート	
2－11－1 【 省 略 】	2－11－1 【 省 略 】	
2－11－2 施 工	2－11－2 施 工	
1～6 【省略】	1～6 【省略】	
7 水中コンクリートの打設方法	7 水中コンクリートの打設方法	
受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミー、コンクリートポンプ又は底開き箱や底開き袋を使用してコンクリ ートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法について監督 員と協議しなければならない。	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、 トレミーまたはコンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコ ンクリートを打設するものとする。これにより難しい場合は、代替工法につい て監督員と協議しなければならない。	字句修正
8～10 【省略】	8～10 【省略】	
11 底開き箱及び底開き袋による打設	11 底開き箱及び底開き袋による打設	
受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場 合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリート を吐き出しできる構造のものをを用いるものとする。また、打設にあたっては、 底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後 は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、 底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければ ならない。	受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場 合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリート を吐き出しできる構造のものをを用いるものとする。また、打設にあたっては、 底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後 は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、 底開き箱または底開き袋を使用する場合は、事前に監督員の承諾を得なければ ならない。	字句修正
第12節 ～第14節 【 省 略 】	第12節 ～第14節 【 省 略 】	
第3章 一般施工	第3章 一般施工	
第1節 【 省 略 】	第1節 【 省 略 】	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
3－2－1 適用すべき基準	3－2－1 適用すべき基準	
受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及 び参考資料による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならな	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及 び参考資料による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならな	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
い。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 1 【省略】 2 参考資料 (1) ～ (4) 【省略】 (5) 鋼道路橋防食便覧 日本道路協会 (6) ～ (10) 【省略】 (11) 薬液注入工法の設計・施工指針 日本グラウト協会 (12) ～ (13) 【省略】 (14) 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧 日本道路協会 (15) ～ (42) 【省略】	い。なお、基準等と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 1 【省略】 2 参考資料 (1) ～ (4) 【省略】 (5) 鋼道路橋【追記】便覧 日本道路協会 (6) ～ (10) 【省略】 (11) 薬液注入工法の設計・施工指針 日本薬剂注入協会 (12) ～ (13) 【省略】 (14) 防護柵の設置基準・同解説【追記】 日本道路協会 (15) ～ (42) 【省略】	参考資料名の変更 発行元の修正 参考資料名の変更
第3節 共通的工種 3－3－1 【 省 略 】 3－3－2 材 料 1～2 【省略】 3 反射シート 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）又は、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 4～5 【省略】 6 視線誘導標の形状及び性能 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 (1) 反射体 ① 【省略】 ② 受注者は、色が白色又は橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色$0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$ ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3 部：CIE 三刺激値）の色度座標である。 ③ 【省略】	第3節 共通的工種 3－3－1 【 省 略 】 3－3－2 材 料 1～2 【省略】 3 反射シート 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 4～5 【省略】 6 視線誘導標の形状及び性能 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。 (1) 反射体 ① 【省略】 ② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。 白色$0.31+0.25x \geq y \geq 0.28+0.25x$ $0.50 \geq x \geq 0.41$ 橙色$0.44 \geq y \geq 0.39$ $y \geq 0.99-x$ ただし、x、yはJIS Z 8781-3（測色－第3 部：CIE 三刺激値）の色度座標である。 ③ 【省略】	字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(2) 支柱 ① 【省略】 ② 受注者は、白色<u>又は</u>これに類する色の支柱を用いなければならない。 ③～⑤ 【省略】 3－3－3～3－3－4 【 省 略 】 3－3－5 縁石工 1～2 3 アスカーブの施工 アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、<u>又は</u>雨天時には施工してはならない。 3－3－6 小型標識工 1～4 【省略】 5 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式<u>又は</u>、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどがないことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。 6～15 【省略】 16 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、<u>又は</u>遠心分離をしなければならない。 17 現場仕上げ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 18 ジンクリッチ塗装用塗料 ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m2、<u>又は</u>塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。 19 【省略】	(2) 支柱 ① 【省略】 ② 受注者は、白色<u>または</u>これに類する色の支柱を用いなければならない。 ③～⑤ 【省略】 3－3－3～3－3－4 【 省 略 】 3－3－5 縁石工 1～2 3 アスカーブの施工 アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、<u>または</u>雨天時には施工してはならない。 3－3－6 小型標識工 1～4 【省略】 5 反射シートの貼付け方式 受注者は、重ね貼り方式<u>または</u>、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどがないことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。 6～15 【省略】 16 防錆処理 受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、<u>または</u>遠心分離をしなければならない。 17 現場仕上げ 受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。 18 ジンクリッチ塗装用塗料 ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m2、<u>または</u>塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。 19 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
3－3－7 路側防護柵工 1～2 【省略】 3 支柱位置支障等の処置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき<u>又は</u>、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議して定めなければならない。 4～6 【省略】 3－3－7～3－3－9 【 省 略 】 3－3－10 プレテンション桁製作工（購入工） 1～2 【省略】 3 表示する事項 型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。 ① 工事名<u>又は</u>記号 ②～③ 【省略】 3－3－11 ポストテンション桁製作工 1 【省略】 2 PCケーブルの施工 PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。 (1)～(3) 【省略】 (4) PC鋼材<u>又は</u>シースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 (5) PC鋼材<u>又は</u>シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 (6) 【省略】 3 PC緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 (1)～(7) 【省略】 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監	3－3－7 路側防護柵工 1～2 【省略】 3 支柱位置支障等の処置 受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき<u>または</u>、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督員と協議して定めなければならない。 4～6 【省略】 3－3－7～3－3－9 【 省 略 】 3－3－10 プレテンション桁製作工（購入工） 1～2 【省略】 3 表示する事項 型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。 ① 工事名<u>または</u>記号 ②～③ 【省略】 3－3－11 ポストテンション桁製作工 1 【省略】 2 PCケーブルの施工 PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。 (1)～(3) 【省略】 (4) PC鋼材<u>または</u>シースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。 (5) PC鋼材<u>または</u>シースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。 (6) 【省略】 3 PC緊張の施工 PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。 (1)～(7) 【省略】 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の抜き出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監	字句修正 字句修正「 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
督員<u>又は</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (9) ～ (11) 【省略】 4 ～ 6 【省略】 7 プレグラウトされたPC鋼材 (1) プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するもの<u>又は</u>これと同等以上の特性や品質を有するものとする。 (2) 使用する樹脂<u>又は</u>グラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) ～ (4) 【省略】 3－3－12 プレキャストセグメント主桁組立工 1 【省略】 2 ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「<u>コンクリート標準示方書・(基準編)</u>」(<u>土木学会、2023年9月</u>)における、JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 4 【省略】	督員<u>または</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 (9) ～ (11) 【省略】 4 ～ 6 【省略】 7 プレグラウトされたPC鋼材 (1) プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。 PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するもの<u>または</u>これと同等以上の特性や品質を有するものとする。 (2) 使用する樹脂<u>または</u>グラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、コンクリート部材とPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。 (3) ～ (4) 【省略】 3－3－12 プレキャストセグメント主桁組立工 1 【省略】 2 ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。 (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後 6 ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。 なお、接着剤の試験方法は「<u>【追記】JSCE-H101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u> (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 4 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 標準示方書を追記

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
3－3－13～3－3－15 【 省 略 】	3－3－13～3－3－15 【 省 略 】	
3－3－16 沈床工	3－3－16 沈床工	
1 一般事項	1 一般事項	
受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>又は</u> 、しゅろ縄等にて結束し、この間 2ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径 15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>または</u> 、しゅろ縄等にて結束し、この間 2ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	字句修正
2～13 【省略】	2～13 【省略】	
3－3－17 捨石工	3－3－17 捨石工	
1～3 【省略】	1～3 【省略】	
4 捨石基礎の施工（1）	4 捨石基礎の施工（1）	
受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土 <u>又は</u> 測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土 <u>または</u> 測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。	字句修正
5～6 【省略】	5～6 【省略】	
3－3－18～3－3－19 【 省 略 】	3－3－18～3－3－19 【 省 略 】	
3－3－20 現場継手工	3－3－20 現場継手工	
1～2 【省略】	1～2 【省略】	
3 ボルトの締付け	3 ボルトの締付け	
ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。	ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。	
（1）～（3） 【省略】	（1）～（3） 【省略】	
（4）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、 <u>又は</u> 組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	（4）ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、 <u>または</u> 組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	字句修正
①～② 【省略】	①～② 【省略】	
（5）～（6） 【省略】	（5）～（6） 【省略】	
4～6 【省略】	4～6 【省略】	
7 締付け確認	7 締付け確認	
締付け確認については、以下の規定によるものとする。	締付け確認については、以下の規定によるものとする。	
（1）締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員 <u>又は</u> 検査員から請求があった場合は速やか	（1）締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督員 <u>または</u> 検査員から請求があった場合は速やか	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
に提示しなければならない。 (2)～(3) 【省略】 8 【省略】 9 現場溶接 (1)～(4) 【省略】 (5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。 ① 雨天 <u>又は</u>作業中に雨天となるおそれのある場合 ②～⑤ 【省略】 (6) 【省略】 3－3－21 伸縮装置工 1 一般事項 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員 <u>又は</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2 【省略】 3－3－22 【 省 略 】 3－3－23 環境配慮型護岸工 1～4 【省略】 5 柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、<u>法拵え</u>後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 6～7 【省略】 3－3－24 羽口工 1 一般事項 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石 <u>又は</u>割ぐり石を使用しなければならない。 2～5 【省略】 6 ふとんかご中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさと	に提示しなければならない。 (2)～(3) 【省略】 8 【省略】 9 現場溶接 (1)～(4) 【省略】 (5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。 ① 雨天 <u>または</u>作業中に雨天となるおそれのある場合 ②～⑤ 【省略】 (6) 【省略】 3－3－21 伸縮装置工 1 一般事項 受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督員 <u>または</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 2 【省略】 3－3－22 【 省 略 】 3－3－23 環境配慮型護岸工 1～4 【省略】 5 柳枝の施工 受注者は、柳枝の施工については、<u>のりごしらえ</u>後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。 6～7 【省略】 3－3－24 羽口工 1 一般事項 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石 <u>または</u>割ぐり石を使用しなければならない。 2～5 【省略】 6 ふとんかご中詰用ぐり石 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさと	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
し、ふとんかごの網目より大きな天然石<u>又は</u>割ぐり石を使用しなければならない。 7～8 【省略】 3－3－25 プレキャストカルバート工 1 【省略】 2 施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側<u>又は</u>低い側から設置しなければならない。 3 【省略】 4 プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側<u>又は</u>高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合<u>又は</u>印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 5 【省略】 3－3－26 側溝工 1～5 【省略】 6 フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂<u>又は</u>、クラッシュラン等を使用しなければならない。 7 ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側<u>又は</u>高い側にソケットを向けなければならない。 8 管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート<u>又は</u>固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。 9 【省略】 10 異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土<u>又は</u>軟弱地盤が出現した場合は、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	し、ふとんかごの網目より大きな天然石<u>または</u>割ぐり石を使用しなければならない。 7～8 【省略】 3－3－25 プレキャストカルバート工 1 【省略】 2 施工順序 受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルバートの下流側<u>または</u>低い側から設置しなければならない。 3 【省略】 4 プレキャストパイプの施工 受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側<u>または</u>高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合<u>または</u>印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。 5 【省略】 3－3－26 側溝工 1～5 【省略】 6 フィルター材料 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂<u>または</u>、クラッシュラン等を使用しなければならない。 7 ソケット付管の布設 受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側<u>または</u>高い側にソケットを向けなければならない。 8 管の据付 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート<u>または</u>固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。 9 【省略】 10 異常時の処置 受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土<u>または</u>軟弱地盤が出現した場合は、施工する前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
11 コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側<u>又は</u>高い側のセクションを下流側<u>又は</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12 【省略】 3－3－27 【 省 略 】 3－3－28 現場塗装工 1～3 【省略】 4 塗装塗布方法 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ<u>又は</u>ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5～7 【省略】 8 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設<u>又は</u>保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いしなければならない。 9～12 【省略】 13 下塗 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、ボルト締め後<u>又は</u>溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合<u>又は</u>、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。 (4)～(5) 【省略】 14～15 【省略】 16 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員<u>又は</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 (2)～(3) 【省略】	11 コルゲートパイプの組立て 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側<u>または</u>高い側のセクションを下流側<u>または</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。 12 【省略】 3－3－27 【 省 略 】 3－3－28 現場塗装工 1～3 【省略】 4 塗装塗布方法 受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ<u>または</u>ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。 5～7 【省略】 8 付着塩分の水洗い 受注者は、海岸地域に架設<u>または</u>保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m2以上の時は水洗いしなければならない。 9～12 【省略】 13 下塗 (1)～(2) 【省略】 (3) 受注者は、ボルト締め後<u>または</u>溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合<u>または</u>、監督員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。 (4)～(5) 【省略】 14～15 【省略】 16 検査 (1) 受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督員<u>または</u>検査員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。 (2)～(3) 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別 <u>又は</u> 作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 (5) ～ (7) 【省略】 17 記録 (1) 【省略】 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左） <u>又は</u> 終点側（右）の外桁腹板に、ペイント <u>又は</u> 耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-3-28のとおり記録しなければならない。 第4節 基礎工 3－4－1～3－4－3 【 省 略 】 3－4－4 既製杭工 1 【省略】 2 既製杭工の工法 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法 <u>又は</u> 回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。 3～8 【省略】 9 杭頭損傷の修補 受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>又は</u> 取り替えなければならない。 10～13 【省略】 14 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 <u>又は</u>、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしな	(4) 受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別 <u>または</u> 作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。 (5) ～ (7) 【省略】 17 記録 (1) 【省略】 (2) 受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左） <u>または</u> 終点側（右）の外桁腹板に、ペイント <u>または</u> 耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-3-28のとおり記録しなければならない。 第4節 基礎工 3－4－1～3－4－3 【 省 略 】 3－4－4 既製杭工 1 【省略】 2 既製杭工の工法 既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法 <u>または</u> 回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。 3～8 【省略】 9 杭頭損傷の修補 受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補 <u>または</u> 取り替えなければならない。 10～13 【省略】 14 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工 8.3 くい施工で、8.3.2 埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式 <u>または</u>、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしな	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
ればならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理 受注者は、既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。 16～20 【省略】 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）～（３） 【省略】 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）～（７） 【省略】 （８）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダ又はガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。 （９）～（１１） 【省略】 22～24 【省略】 3－4－5 【 省 略 】 3－4－6 深礎工 1～10 【省略】 11 ライナープレートの組立て 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みをできるだけ小さくするようにしなければならない。 12～13 【省略】	ければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。 15 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理 受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。 16～20 【省略】 21 鋼管杭・H鋼杭の現場継手 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 （１）～（３） 【省略】 （４）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 （５）～（７） 【省略】 （８）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。 なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。 （９）～（１１） 【省略】 22～24 【省略】 3－4－5 【 省 略 】 3－4－6 深礎工 1～10 【省略】 11 ライナープレートの組立て 受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。 12～13 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
3－4－7 オープンケーソン基礎工 1～11 【省略】 10 底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。 また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管<u>又は</u>コンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 11～12 【省略】 13 中詰<u>充填</u>の施工 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 14～15 【省略】 3－4－8 【 省 略 】 3－4－9 鋼管矢板基礎工 1～3 【省略】 4 杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補<u>又は</u>取り替えなければならない。 5～10 【省略】 11 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 (1)～(3) 【省略】 (4) 受注者は、鋼管矢板の溶接には直流<u>又は</u>交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 (5)～(7) 【省略】 (8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	3－4－7 オープンケーソン基礎工 1～11 【省略】 10 底版コンクリート打設準備 受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。 また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管<u>または</u>コンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。 11～12 【省略】 13 中詰<u>充てん</u>の施工 受注者は、中詰充填を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。 14～15 【省略】 3－4－8 【 省 略 】 3－4－9 鋼管矢板基礎工 1～3 【省略】 4 杭頭損傷の修補 受注者は、鋼管矢板基礎工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補<u>または</u>取り替えなければならない。 5～10 【省略】 11 鋼管矢板の溶接 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。 (1)～(3) 【省略】 (4) 受注者は、鋼管矢板の溶接には直流<u>または</u>交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。 (5)～(7) 【省略】 (8) 受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダー 又は ガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。 (9) 【省略】 12～25 【省略】 第5節 石・ブロック積（張）工 3－5－1 一般事項 1～8 【省略】 9 石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生を行うものとする。ブロックに接する面は、ブロック擁壁法面に対し所定の角度をもつ一様な平面に入念に仕上げなければならない。 3－5－2 【 省 略 】 3－5－3 コンクリートブロック工 1～2 【省略】 3 コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石 又は クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4 【省略】 5 コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積 又は 練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6 【省略】 7 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積 又は 練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダー または ガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。 (9) 【省略】 12～25 【省略】 第5節 石・ブロック積（張）工 3－5－1 一般事項 1～8 【省略】 9 石・ブロック積（張）工の基礎 受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。 受注者は、基礎コンクリートを施工する場合は、適度な長さを一工程として十分養生を行うものとする。ブロックに接する面は、ブロック擁壁のり面に対し所定の角度をもつ一様な平面に入念に仕上げなければならない。 3－5－2 【 省 略 】 3－5－3 コンクリートブロック工 1～2 【省略】 3 コンクリートブロック張りの基礎 受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石 または クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。 4 【省略】 5 コンクリートブロック工の練積又は練張の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積 または 練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。 6 【省略】 7 伸縮目地、水抜き孔の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積 または 練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積<u>又は</u>練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 9～11 【省略】 3－5－4 【 省 略 】 3－5－5 石積（張）工 1 【省略】 2 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石<u>又は</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3 【省略】 第6節 一般舗装工 3－6－1 一般事項 1～3 【省略】 4 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面<u>又は</u>下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5 異常時の処置 受注者は、路床面<u>又は</u>下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－2 【 省 略 】 3－6－3 アスファルト舗装の材料 1～2 【省略】 3 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する<u>こと</u>ができる。	なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 8 合端の施工 受注者は、コンクリートブロック工の練積 <u>または</u>練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 9～11 【省略】 3－5－4 【 省 略 】 3－5－5 石積（張）工 1 【省略】 2 石積（張）工の基礎 受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石<u>または</u>クラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。 3 【省略】 第6節 一般舗装工 3－6－1 一般事項 1～3 【省略】 4 有害物の除去 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面<u>または</u>下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。 5 異常時の処置 受注者は、路床面<u>または</u>下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－2 【 省 略 】 3－6－3 アスファルト舗装の材料 1～2 【省略】 3 試験結果の提出 受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略する<u>事</u>ができる。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(1)～(3) 【省略】 4～6 【省略】 7 小規模工事の骨材試験 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m²未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）<u>又は</u>定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)～(2) 【省略】 8 【省略】 9 上層路盤の材料規格 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。 (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水 硬性粒度調整鉄鋼スラグ、<u>又は</u>、碎石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項（2）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-6-3-2、表3-6-3-3、表3-6-3-4の規格に適合するものとする。 (2) 【省略】 10～13 【省略】 14 適用規定（再生アスファルト(1)） 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系<u>又は</u>、石油潤滑油系とする。 15～17 【省略】 18 基層及び表層に使用する細骨材 アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、<u>又は</u>それらを混合したものとする。 19 【省略】 20 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm<u>又は</u>13mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。	(1)～(3) 【省略】 4～6 【省略】 7 小規模工事の骨材試験 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m²未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）<u>または</u>定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1)～(2) 【省略】 8 【省略】 9 上層路盤の材料規格 上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。 (1) 粒度調整路盤材は、粒度調整碎石、再生粒度調整碎石、粒度調整鉄鋼スラグ、水 硬性粒度調整鉄鋼スラグ、<u>または</u>、碎石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項（2）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-6-3-2、表3-6-3-3、表3-6-3-4の規格に適合するものとする。 (2) 【省略】 10～13 【省略】 14 適用規定（再生アスファルト(1)） 受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系<u>または</u>、石油潤滑油系とする。 15～17 【省略】 18 基層及び表層に使用する細骨材 アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、<u>または</u>それらを混合したものとする。 19 【省略】 20 適用規定（加熱アスファルト） アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm<u>または</u>13mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mmまたは13mmとする。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(3) 【省略】 21～23 【省略】 3－6－4 【 省 略 】 3－6－5 舗装準備工 1 【省略】 2 異常時の処置 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って基層面又は上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3 【省略】 3－6－6 【 省 略 】 3－6－7 アスファルト舗装工 1～2 【省略】 3 セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1)～(5) 【省略】 (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により 決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 (7)～(15) 【省略】 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (17)～(18) 【省略】 4 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない	(3) 【省略】 21～23 【省略】 3－6－4 【 省 略 】 3－6－5 舗装準備工 1 【省略】 2 異常時の処置 受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って基層面または上層路盤面の異常を発見したときは、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3 【省略】 3－6－6 【 省 略 】 3－6－7 アスファルト舗装工 1～2 【省略】 3 セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1)～(5) 【省略】 (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により 決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 (7)～(15) 【省略】 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を 1 m以上ずらさなければならない。 (17)～(18) 【省略】 4 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならな	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
い。ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>又は</u>、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 （３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>又は</u>定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。 （４）～（５） 【省略】 （６）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン<u>又は</u>加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 （７） 【省略】 （８）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、<u>又は</u>溶液を薄く塗布しなければならない。 （９）～（２０） 【省略】 ５ 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績<u>又は</u>定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 （２）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>又は</u>定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。 （３）受注者は、舗設に先立って、（１）号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-6-3-9に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度<u>又は</u>アスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから	い。ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>または</u>、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 （３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>または</u>定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。 （４）～（５） 【省略】 （６）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン<u>または</u>加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。 （７） 【省略】 （８）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、<u>または</u>溶液を薄く塗布しなければならない。 （９）～（２０） 【省略】 ５ 基層及び表層の規定 受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 （１）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督員の承諾を得なければならない。 ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績<u>または</u>定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。 （２）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）<u>または</u>定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。 （３）受注者は、舗設に先立って、（１）号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-6-3-9に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度<u>または</u>アスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
生産され使用した) <u>又は</u>定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>又は</u>定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。 (5) ～ (12) 【省略】 (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ<u>又は</u>エンジンプレーヤで均一に散布しなければならない。 (14) ～ (19) 【省略】 6 【省略】 3－6－8 コンクリート舗装工 1～2 【省略】 3 セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) ～ (5) 【省略】 (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメント<u>又は</u>石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 (5) ～ (15) 【省略】 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層<u>又は</u>表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。 (17) ～ (18) 【省略】 4 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用	生産され使用した) <u>または</u>定期試験による試験練り結果報告書を監督員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。 (4) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した) <u>または</u>定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。 (5) ～ (12) 【省略】 (13) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ<u>または</u>エンジンプレーヤで均一に散布しなければならない。 (14) ～ (19) 【省略】 6 【省略】 3－6－8 コンクリート舗装工 1～2 【省略】 3 セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) ～ (5) 【省略】 (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメント<u>または</u>石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。 (5) ～ (15) 【省略】 (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層<u>または</u>表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。 (17) ～ (18) 【省略】 4 加熱アスファルト安定処理の規定 受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した） <u>又は</u> 、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した） <u>または</u> 、定期試験による配合設計書を監督員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。	字句修正
（３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した） <u>又は</u> 定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	（３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m2未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した） <u>または</u> 定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。	字句修正
（４）～（９） 【省略】	（４）～（９） 【省略】	
（10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン <u>又は</u> 加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	（10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン <u>または</u> 加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。	字句修正
（11） 【省略】	（11） 【省略】	
（12）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、 <u>又は</u> 溶液を薄く塗布しなければならない。	（12）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、 <u>または</u> 溶液を薄く塗布しなければならない。	字句修正
（13）～（24） 【省略】	（13）～（24） 【省略】	
5 アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	5 アスファルト中間層の規定 受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
（１）～（５） 【省略】	（１）～（５） 【省略】	
（６）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ <u>又は</u> エンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	（６）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ <u>または</u> エンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。	字句修正
（７）～（10） 【省略】	（７）～（10） 【省略】	
6～7 【省略】	6～7 【省略】	
8 コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	8 コンクリート舗装の規定 受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	
（１）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサ <u>又は</u> 可傾式ミキサを使用しなければならない。	（１）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りませには、強制練りミキサ <u>または</u> 可傾式ミキサを使用しなければならない。	字句修正
（２）～（６） 【省略】	（２）～（６） 【省略】	
9 コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	9 コンクリート舗装の敷均し、締固め規定 受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。 また、日平均気温が4℃以下<u>又は</u>、舗設後 6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編 1-1-5 施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 (2)～(9) 【省略】 10 【省略】 11 コンクリート舗装の表面仕上げ規定 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、<u>又は</u>簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 (3) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ<u>又は</u>フロートによる手仕上げを行わなければならない。 (4)～(6) 【省略】 (7) 受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械<u>又は</u>、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。 12 【省略】 13 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 (1)～(8) 【省略】 (9) 運搬は本条8項(3)～(6)の規定によるものとする。 ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分位内とするものとする。これにより難しい場合は監督員の承諾を得て、混和剤<u>又は</u>遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。 (10)～(16) 【省略】 14 コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従	(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。 また、日平均気温が4℃以下<u>または</u>、舗設後 6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。 受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第 8 章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、第1編 1-1-5 施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。 (2)～(9) 【省略】 10 【省略】 11 コンクリート舗装の表面仕上げ規定 受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。 (1) 【省略】 (2) 受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、<u>または</u>簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。 (3) 受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ<u>または</u>フロートによる手仕上げを行わなければならない。 (4)～(6) 【省略】 (7) 受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械<u>または</u>、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。 12 【省略】 13 転圧コンクリート舗装の規定 受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。 (1)～(8) 【省略】 (9) 運搬は本条8項(3)～(6)の規定によるものとする。 ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分位内とするものとする。これにより難しい場合は監督員の承諾を得て、混和剤<u>または</u>遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。 (10)～(16) 【省略】 14 コンクリート舗装目地の規定 受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
わなければならない。 (1) ～ (7) 【省略】 (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、<u>又は</u>アスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) 【省略】 15 【省略】 3－6－9～3－6－11 【 省 略 】 3－6－12 アスファルト舗装補修工 1～9 【省略】 10 パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形<u>又は</u>長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11～12 【省略】 13 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、<u>又は</u>設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－13～3－6－14 【 省 略 】 第7節 地盤改良工 3－7－1 【 省 略 】 3－7－2 路床安定処理工 1～2 【省略】 3 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械<u>又は</u>人力によって均等に散布しなければならない。	わなければならない。 (1) ～ (7) 【省略】 (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、<u>または</u>アスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。 (9) 【省略】 15 【省略】 3－6－9～3－6－11 【 省 略 】 3－6－12 アスファルト舗装補修工 1～9 【省略】 10 パッチングの施工 受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形<u>または</u>長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 11～12 【省略】 13 安全溝の設置位置 受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、<u>または</u>設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－6－13～3－6－14 【 省 略 】 第7節 地盤改良工 3－7－1 【 省 略 】 3－7－2 路床安定処理工 1～2 【省略】 3 安定材の散布 受注者は、所定の安定材を散布機械<u>または</u>人力によって均等に散布しなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
4～7 【省略】 3－7－3 【 省 略 】 3－7－4 表層安定処理工 1～5 【省略】 6 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法<u>又は</u>、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 3－7－5 パイルネット工 1～3 【省略】 4 既製コンクリート杭の規定 パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。 （１）～（２） 【省略】 （３）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員<u>又は</u>、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 （４）～（１０） 【省略】 3－7－6～3－7－8 【 省 略 】 3－7－9 固結工 1 【省略】 2 配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督員<u>又は</u>検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 3～4 【省略】 5 生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は１m程度空打ち	4～7 【省略】 3－7－3 【 省 略 】 3－7－4 表層安定処理工 1～5 【省略】 6 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法<u>または</u>、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。 3－7－5 パイルネット工 1～3 【省略】 4 既製コンクリート杭の規定 パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。 （１）～（２） 【省略】 （３）受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督員<u>または</u>、検査員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。 （４）～（１０） 【省略】 3－7－6～3－7－8 【 省 略 】 3－7－9 固結工 1 【省略】 2 配合試験と一軸圧縮試験 受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督員<u>または</u>検査員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 3～4 【省略】 5 生石灰パイルの施工 受注者は、生石灰パイルの施工にあたり、パイルの頭部は１m程度空打ち	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
し、砂<u>又は</u>粘土で埋戻さなければならない。 6～9 【省略】 10 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成２年９月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員<u>又は</u>検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 3－8－1 【 省 略 】 3－8－2 輸送工 1 【省略】 2 輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替え<u>又は</u>補修等の処置を講じなければならない。 第9節 構造物撤去工 3－9－1～3－9－13 【 省 略 】 3－9－14 骨材再生工 1～9 【省略】 10 指定場所以外の仮置き <u>又は</u>処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置き <u>又は</u>処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－9－15 【 省 略 】	し、砂<u>または</u>粘土で埋戻さなければならない。 6～9 【省略】 10 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成２年９月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員<u>または</u>検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。 第8節 工場製品輸送工 3－8－1 【 省 略 】 3－8－2 輸送工 1 【省略】 2 輸送中の部材の損傷防止 受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。 なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に連絡し、取り替え<u>または</u>補修等の処置を講じなければならない。 第9節 構造物撤去工 3－9－1～3－9－13 【 省 略 】 3－9－14 骨材再生工 1～9 【省略】 10 指定場所以外の仮置き <u>または</u>処分 受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置き <u>または</u>処分する場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。 3－9－15 【 省 略 】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第12節 工場製作工（共通） 3－12－1～3－12－2 【 省 略 】 3－12－3 桁製作工 1 製作加工 製作加工については、以下の規定によるものとする。 （１） 【省略】 （２） 工作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員又は検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 【省略】 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削り又はグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④～⑤ 【省略】 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機又は型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定す	第12節 工場製作工（共通） 3－12－1～3－12－2 【 省 略 】 3－12－3 桁製作工 1 製作加工 製作加工については、以下の規定によるものとする。 （１） 【省略】 （２） 工作 ① 受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。 ただし、圧延直角方向でJIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。 なお、板取りに関する資料を保管し、監督員または検査員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。 ② 【省略】 ③ 受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイププレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダ仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。 ④～⑤ 【省略】 ⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。 ⑦ 受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定す	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
るシャルピー衝撃試験の結果が表3-12-3に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上<u>又は</u>5倍以上とすることができる。 ⑧ 【省略】 (3) 溶接施工 ① 【省略】 ② 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験<u>又は</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。 ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験<u>又は</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。 また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F<u>又は</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。 なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者<u>又は</u>十分な訓練を受けた者でなければならない。 (4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等<u>又は</u>それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1) ～ 2) 【省略】 3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（C02ガス<u>又は</u>ArとC02の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4) ～ 6) 【省略】 ② 【省略】 (5) ～ (6) 【省略】 (7) 組立溶接	るシャルピー衝撃試験の結果が表3-12-3に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上<u>または</u>5倍以上とすることができる。 ⑧ 【省略】 (3) 溶接施工 ① 【省略】 ② 受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験<u>または</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。 ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験<u>または</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。 また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F<u>または</u>、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。 なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2ヶ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者<u>または</u>十分な訓練を受けた者でなければならない。 (4) 溶接施工試験 ① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等<u>または</u>それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1) ～ 2) 【省略】 3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（C02ガス<u>または</u>ArとC02の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4) ～ 6) 【省略】 ② 【省略】 (5) ～ (6) 【省略】 (7) 組立溶接	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、又は以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22% 以下の場合は、50mm以上とすることができる。 (8) 【省略】 (9) 溶接施工上の注意 ①～③ 【省略】 ④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接又は半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。 ⑤～⑥ 【省略】 ⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法又はその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。 ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。 (10) 【省略】 (11) ～ (14) 【省略】 3－12－4～3－12－11 【 省 略 】 第13節 【 省 略 】 第14節 法面工（共通） 3－14－1 【省略】 3－14－2 植生工 1～11 【省略】 12 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工	受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 P_{CM} が0.22% 以下の場合は、50mm以上とすることができる。 (8) 【省略】 (9) 溶接施工上の注意 ①～③ 【省略】 ④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。 ⑤～⑥ 【省略】 ⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。 ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。 (10) 【省略】 (11) ～ (14) 【省略】 3－12－4～3－12－11 【 省 略 】 第13節 【 省 略 】 第14節 法面工（共通） 3－14－1 【省略】 3－14－2 植生工 1～11 【省略】 12 種子散布吹付工、植生基盤材吹付工及び客土吹付工	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (6) 【省略】 (7) 受注者は、吹付け法面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗きょ、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。 (8) ～ (15) 【省略】 13 植生シート工 植生マット工 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (3) 【省略】 (4) 法面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。 (5) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面を法面に密着させなければならない。なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。 3－14－3～3－14－6 【 省 略 】 第15節 擁壁工（共通） 3－15－1～3－15－2 【 省 略 】 3－15－3 補強土壁工 1 一般事項 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部に法面処理工を設置することにより盛土法面の安定を図ることをいうものとする。 2～11 【省略】 12 局所的な折れ曲がりの防止 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土法面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。 3～15 【省略】 3－15－4 【 省 略 】	受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (6) 【省略】 (7) 受注者は、吹付けのり面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督員と協議し、排水溝、暗きょ、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。 (8) ～ (15) 【省略】 13 植生シート工 植生マット工 受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～ (3) 【省略】 (4) のり面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。 (5) 種子及び肥料を装着したむしろは、その面をのり面に密着させなければならない。なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。 3－14－3～3－14－6 【 省 略 】 第15節 擁壁工（共通） 3－15－1～3－15－2 【 省 略 】 3－15－3 補強土壁工 1 一般事項 補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定を図ることをいうものとする。 2～11 【省略】 12 局所的な折れ曲がりの防止 受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。 3～15 【省略】 3－15－4 【 省 略 】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第16節 【 省 略 】 第2部 治山防潮工等 第1章 【 省 略 】 第2章 堤防・護岸 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 2－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合<u>又は</u>、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 1～2 【省略】 第3節 【 省 略 】 第4節 護岸基礎工 2－4－1 【 省 略 】	第16節 【 省 略 】 第2部 治山防潮工等 第2章 【 省 略 】 第2章 堤防・護岸 第1節【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 2－2－1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準及び参考資料によらなければならない。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準等と設計図書に相違がある場合<u>または</u>、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 1～2 【省略】 第3節 【 省 略 】 第4節 護岸基礎工 2－4－1 【 省 略 】	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
2－4－2 材 料 1 【省略】 2 材料の品質 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したもの<u>又は</u>、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の承諾を得るものとする。 3 捨石 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化<u>又は</u>凍壊のおそれのないものとする。 2－4－3～2－4－9 【 省 略 】 第5節 護岸工 2－5－1～2－5－4 【 省 略 】 2－5－5 コンクリート被覆工 1～5 【省略】 6 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石<u>又は</u>クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第6節 擁壁工 2－6－1～2－6－2 【 省 略 】 2－6－3 場所打擁壁工 1～3 【省略】 4 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり<u>又は</u>クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	2－4－2 材 料 1 【省略】 2 材料の品質 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したもの<u>または</u>、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督員の承諾を得るものとする。 3 捨石 護岸基礎に使用する捨石は扁平細長ではなく、堅硬、緻密、耐久的で風化<u>または</u>凍壊のおそれのないものとする。 2－4－3～2－4－9 【 省 略 】 第5節 護岸工 2－5－1～2－5－4 【 省 略 】 2－5－5 コンクリート被覆工 1～5 【省略】 6 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石<u>または</u>クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。 第6節 擁壁工 2－6－1～2－6－2 【 省 略 】 2－6－3 場所打擁壁工 1～3 【省略】 4 裏込石の施工 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり<u>または</u>クラッシャーランを敷均し、締固めを行わなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第7節 ～ 第10節【 省 略 】	第7節 ～ 第10節【 省 略 】	
第11節 排水構造物工	第11節 排水構造物工	
2－11－1～ 2－11－4 【 省 略 】	2－11－1～ 2－11－4 【 省 略 】	
2－11－5 管渠工	2－11－5 管渠工	
1～3 【省略】	1～3 【省略】	
4 ソケット付の管の布設	4 ソケット付の管の布設	
受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。	受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。	字句修正
5 管の据付け	5 管の据付け	
受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	字句修正
6 【省略】	6 【省略】	
7 コルゲートパイプの布設	7 コルゲートパイプの布設	
受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり以下の事項により施工しなければならない。	
(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とする。	(1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。	字句修正
(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	(2) 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正
(3) 【省略】	(3) 【省略】	
2－11－6 【 省 略 】	2－11－6 【 省 略 】	
第12節 ～ 第14節 【 省 略 】	第12節 ～ 第14節 【 省 略 】	
第3章 突堤	第3章 突堤	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】	第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】	
第 3 節 突堤基礎工	第 3 節 突堤基礎工	
3－3－1 【 省 略 】	3－3－1 【 省 略 】	
3－3－2 材 料	3－3－2 材 料	
1 【省略】	1 【省略】	
2 中埋用栗石	2 中埋用栗石	
吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石 <u>又は</u> 割ぐり石を使用するものとする。	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石 <u>または</u> 割ぐり石を使用するものとする。	字句修正
3 【省略】	3 【省略】	
3－3－3～3－3－4 【 省 略 】	3－3－3～3－3－4 【 省 略 】	
3－3－5 吸出し防止工	3－3－5 吸出し防止工	
1 粗朶沈床工	1 粗朶沈床工	
受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm <u>ごと</u> に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>又は</u> 、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	受注者は、粗朶沈床工にあたって、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さ約60cm <u>毎</u> に連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線 <u>または</u> 、棕侶なわ等にて結束し、この間2ヶ所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだとき端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。	字句修正
2～10 【省略】	2～10 【省略】	
第 4 節 ～ 第 6 節 【 省 略 】	第 4 節 ～ 第 6 節 【 省 略 】	
第 4 章 【 省 略 】	第 4 章 【 省 略 】	
第 5 章 砂丘造成等	第 5 章 砂丘造成等	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】	第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】	
第 3 節 砂丘造成	第 3 節 砂丘造成	
5－3－1～5－3－2 【 省 略 】	5－3－1～5－3－2 【 省 略 】	
5－3－3 盛土工	5－3－3 盛土工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、盛土法面については、侵食防止のため粘性を有する土で被覆し、緑化しなければならない。	2 受注者は、盛土のり面については、侵食防止のため粘性を有する土で被覆し、緑化しなければならない。	字句修正
3 【省略】	3 【省略】	
5－3－4～5－3－5 【 省 略 】	5－3－4～5－3－5 【 省 略 】	
第 4 節 森林造成	第 4 節 森林造成	
5－4－1 【 省 略 】	5－4－1 【 省 略 】	
5－4－2 育成基盤盛土工	5－4－2 育成基盤盛土工	
1～7 【省略】	1～7 【省略】	
8 受注者は生育基盤盛土工の法面は、土羽打ちを行い、所定の勾配に仕上げなければならない。	8 受注者は生育基盤盛土工ののり面は、土羽打ちを行い、所定の勾配に仕上げなければならない。	字句修正
9 受注者は、法面の侵食防止を図るための緑化工については、第 1 部 3-14-2 植生工に準ずるものとする。	9 受注者は、のり面の侵食防止を図るための緑化工については、第 1 部 3-14-2 植生工に準ずるものとする。	字句修正
5－4－3～5－4－6 【 省 略 】	5－4－3～5－4－6 【 省 略 】	
第 5 節 防風林の造成	第 5 節 防風林の造成	
5－5－1 一般事項	5－5－1 一般事項	
本節は、防風林の造成として防風柵、水路工、暗渠工その他これらに類する工種について定める。	本節は、防風林の造成として防風柵、水路工、暗きょ工その他これらに類する工種について定める。	字句修正
5－5－2 【 省 略 】	5－5－2 【 省 略 】	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
5－5－3 水路工、<u>暗渠工</u> 1 水路工及び<u>暗渠工</u>の施工については、それぞれ第3部 第5章 第9節 <u>暗渠工</u>、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2 受注者は、防風林内に設ける水路等掘割の<u>側法</u>については、崩落が生じないよう土質条件に応じて処理しなければならない。 第3部 溪間・山腹工等 第1章 共通施工 第1節 適 用 1－1－1 適用工種 本章は、治山工事における伐開除根等、掘削工及び残土処理、床掘り及び埋戻し、盛土工、基礎工、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工、鉄線<u>かご</u>工、矢板工、<u>暗渠工</u>、枠工、鋼製柵工、金網張工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 1－1－2 【 省 略 】 第2節 【 省 略 】 第3節 伐開、除根等 1－3－1 【 省 略 】 1－3－2 伐開、除根等 1 受注者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の<u>法頭</u>、盛土の<u>法尻</u>、	5－5－3 水路工、<u>暗きょ工</u> 1 水路工及び<u>暗きょ工</u>の施工については、それぞれ第3部 第5章 第9節<u>暗きょ工</u>、第10節 山腹水路工に準ずるものとする。 2 受注者は、防風林内に設ける水路等掘割の<u>側のり</u>については、崩落が生じないよう土質条件に応じて処理しなければならない。 第3部 溪間・山腹工等 第1章 共通施工 第1節 適 用 1－1－1 適用工種 本章は、治山工事における伐開除根等、掘削工及び残土処理、床掘り及び埋戻し、盛土工、基礎工、石積（張）工及びコンクリートブロック積（張）工、鉄線<u>籠</u>工、矢板工、<u>暗きょ工</u>、枠工、鋼製柵工、金網張工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。 1－1－2 【 省 略 】 第2節 【 省 略 】 第3節 伐開、除根等 1－3－1 【 省 略 】 1－3－2 伐開、除根等 1 受注者は、伐開の範囲を設計図書に基づいて現地に設定し、伐開作業前に監督員の確認を受けなければならない。 なお、伐開をする範囲が示されていない場合は、切土の<u>のり頭</u>、盛土の<u>のり</u>	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
つ一様な平面になるよう仕上げるものとする。 (2) ～ (4) 【省略】 第9節 鉄線<u>かご</u>工 1－9－1 【 省 略 】 1－9－2 据付け 1 受注者は、鉄線<u>かご</u>工の施工に当たっては、丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。 2 【省略】 3 受注者は、布設に当たっては、所定の間隔に<u>かご</u>の位置を定め、詰石に際しては、<u>法肩</u>及び<u>法尻</u>の屈折部が偏平にならないように留意しなければならない。 4 受注者は、<u>かご</u>間の連結を、胴網と同一規格の鉄線で1 m間隔に二重巻して緊結しなければならない。 5 【省略】 1－9－3 詰 石 1 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については第1編第2章第4節 石材及び骨材によるものとする。 2 受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、<u>かご</u>の先端から逐次丁寧な詰め込むものとし、<u>かご</u>に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。 第10節 【 省 略 】 第11節 管渠工 1－11－1 一般事項（1） 本節は、<u>管渠</u>工として管の敷設その他これらに類する工種について定める。 1－11－2 一般事項（2） 1 受注者は、<u>管渠</u>工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り付	もつ一様な平面になるよう仕上げるものとする。 (2) ～ (4) 【省略】 第9節 鉄線<u>籠</u>工 1－9－1 【 省 略 】 1－9－2 据付け 1 受注者は、鉄線<u>籠</u>工の施工に当たっては、丁張を施し、基礎地盤は波を打たないよう平たんに仕上げなければならない。 2 【省略】 3 受注者は、布設に当たっては、所定の間隔に<u>籠</u>の位置を定め、詰石に際しては、<u>のり肩</u>及び<u>のり尻</u>の屈折部が偏平にならないように留意しなければならない。 4 受注者は、<u>籠</u>間の連結を、胴網と同一規格の鉄線で1 m間隔に二重巻して緊結しなければならない。 5 【省略】 1－9－3 詰 石 1 詰石は、設計図書に記載の規格のもので、品質については第1編第2章第4節 石材及び骨材によるものとする。 2 受注者は、詰石に当たっては、外まわりに大きい石を選び、<u>籠</u>の先端から逐次丁寧な詰め込むものとし、<u>籠</u>に損傷を与えるような詰め方をしてはならない。 第10節 【 省 略 】 第11節 管渠工 1－11－1 一般事項（1） 本節は、<u>管きよ</u>工として管の敷設その他これらに類する工種について定める。 1－11－2 一般事項（2） 1 受注者は、<u>管きよ</u>工の施工に当たっては、前後の構造物となじみよく取り	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
くようにしなければならない。 2 受注者は、<u>管渠</u>の基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。 3 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、<u>管渠</u>等を損傷しないように留意し、衝撃又は偏圧のかからないよう、良質土で左右均等にかつ層状に十分締め固めなければならない。 4 【省略】 1－11－3 【省 略】 第12節 ～ 第14節 【省 略】 第2章 【省 略】 第3章 溪間工 第1節 ～ 第4節 【省 略】 第5節 コンクリート治山ダム工 3－5－1～3－5－4 【省 略】 3－5－4 コンクリート治山ダム本体工 1～2 【省略】 3 <u>均しコンクリート</u> <u>受注者は、均しコンクリートの打設終了後、次のコンクリートを打ち込む前に、コンクリート上面を圧力水等により清掃しなければならない。なお、均しコンクリートと本体は一体化しないように施工するものとする。</u> <u>4～14</u> 【省略】 3－5－5～3－5－8 【省 略】	付くようにしなければならない。 2 受注者は、<u>管きょ</u>の基礎工の施工に当たっては、不等沈下を生じないように入念に施工しなければならない。 3 受注者は、埋戻し及び盛土に当たっては、<u>管きょ</u>等を損傷しないように留意し、衝撃又は偏圧のかからないよう、良質土で左右均等にかつ層状に十分締め固めなければならない。 4 【省略】 1－11－3 【省 略】 第12節 ～ 第14節 【省 略】 第2章 【省 略】 第3章 溪間工 第1節 ～ 第4節 【省 略】 第5節 コンクリート治山ダム工 3－5－1～3－5－4 【省 略】 3－5－4 コンクリート治山ダム本体工 1～2 【省略】 3 <u>【追記】</u> <u>4～13</u> 【省略】 3－5－5～3－5－8 【省 略】	字句修正 字句修正 均しコンクリートについて追記 番号の修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第6節 ～ 第8節 【 省 略 】	第6節 ～ 第8節 【 省 略 】	
第9節 治山ダム附属物設置工	第9節 治山ダム附属物設置工	
3－9－1～3－9－2 【 省 略 】	3－9－1～3－9－2 【 省 略 】	
3－9－3 境界工	3－9－3 境界工	
1～2 【省略】	1～2 【省略】	
3 杭（鉋）の設置	3 杭（鉋）の設置	
受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が <u>外側（民地側）</u> になるようにしなければならない。	受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「富山県」が <u>内側（官地側）</u> になるようにしなければならない。	杭の設置向きの修正
4～5 【省略】	4～5 【省略】	
3－9－4～3－9－5 【 省 略 】	3－9－4～3－9－5 【 省 略 】	
第10節 ～ 第11節 【 省 略 】	第10節 ～ 第11節 【 省 略 】	
第4章 【 省 略 】	第4章 【 省 略 】	
第5章 山腹工	第5章 山腹工	
第1節 適 用	第1節 適 用	
5－1－1 適用工種	5－1－1 適用工種	
本章は、山腹工における土工、のり切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 <u>暗渠</u> 工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工附属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	本章は、山腹工における土工、のり切工、階段切付工、軽量盛土工、土留工、埋設工、落石防護工、 <u>暗きょ</u> 工、山腹水路工、柵工、筋工、伏工、実播工、吹付工、法枠工、植栽工、山腹工附属物設置工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
5－1－2 【 省 略 】	5－1－2 【 省 略 】	
第1節 【 省 略 】	第1節 【 省 略 】	
第3節 <u>法切</u> 工	第3節 <u>のり切</u> 工	字句修正
5－3－1 一般事項 本節は、 <u>法切</u> 工として法切工その他これらに類する工種について定める。	5－3－1 一般事項 本節は、 <u>のり切</u> 工として法切工その他これらに類する工種について定める。	字句修正
5－3－2 <u>法切</u> 工 1 受注者は、 <u>法切</u> 切工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、上部から下部に向かって順次施工するものとする。 2 受注者は、 <u>法切</u> 土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないよう斜面に安定させなければならない。 また、かきならしの際、根株、転石その他の山腹工の施工に障害となる物は除去しなければならない。 3 受注者は、崩壊等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の <u>法切</u> に当たっては、あらかじめ監督員と協議しなければならない。 4 受注者は、多量の <u>法切</u> 土砂を山腹斜面に堆積させるときは、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。 5 受注者は、 <u>法切</u> 完了後は、監督員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。	5－3－2 <u>のり切</u> 工 1 受注者は、 <u>のり切</u> 切工の施工は、崩落崖や不規則な山腹斜面を安定斜面に整形することを目的とするため、設計図書に基づき、上部から下部に向かって順次施工するものとする。 2 受注者は、 <u>のり切</u> 土砂は、上方から下方に向かって順次かき下ろし、降雨等によって流出しないよう斜面に安定させなければならない。 また、かきならしの際、根株、転石その他の山腹工の施工に障害となる物は除去しなければならない。 3 受注者は、崩壊等の危険のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等不良箇所の <u>のり切</u> に当たっては、あらかじめ監督員と協議しなければならない。 4 受注者は、多量の <u>のり切</u> 土砂を山腹斜面に堆積させるときは、数回に分けて施工し、切取土砂の安定を図らなければならない。 5 受注者は、 <u>のり切</u> 完了後は、監督員の確認を受けなければ後続する作業を進めてはならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正
第4節 階段切付工	第4節 階段切付工	
5－4－1 一般事項 本節は、階段切付工として階段切付控訴の <u>ほか</u> 、これらに類する工種について定める。	5－4－1 一般事項 本節は、階段切付工として階段切付控訴の <u>他</u> これらに類する工種について定める。	字句修正
5－4－2 【 省 略 】	5－4－2 【 省 略 】	

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第5節 ～ 第6節 【 省 略 】	第5節 ～ 第6節 【 省 略 】	
第7節 埋設工	第7節 埋設工	
5－7－1 【 省 略 】	5－7－1 【 省 略 】	
5－7－2 埋設工	5－7－2 埋設工	
1 埋設工の施工は、第3部 第5章 第6節 土留工の規定による。	1 埋設工の施工は、第3部 第5章 第6節 土留工の規定による。	
2 受注者は、埋設工と <u>暗渠</u> 工を同時に施工する場合には、原則として <u>暗渠</u> 工を優先して施工しなければならない。	2 受注者は、埋設工と <u>暗きよ</u> 工を同時に施工する場合には、原則として <u>暗きよ</u> 工を優先して施工しなければならない。	字句修正
第8節 【 省 略 】	第8節 【 省 略 】	
第9節 <u>暗渠</u> 工	第9節 <u>暗きよ</u> 工	字句修正
5－9－1 一般事項	5－9－1 一般事項	
1 適用工種	1 適用工種	
本節は、 <u>暗渠</u> 工として礫 <u>暗渠</u> 工、鉄線かご <u>暗渠</u> 工、その他二次製品を用いた <u>暗渠</u> 工、ボーリング <u>暗渠</u> 工その他これらに類する工種について定める。	本節は、 <u>暗渠</u> 工として礫 <u>暗きよ</u> 工、鉄線かご <u>暗きよ</u> 工、その他二次製品を用いた <u>暗きよ</u> 工、ボーリング <u>暗きよ</u> 工その他これらに類する工種について定める。	字句修正 字句修正
2 <u>暗渠</u> の施工	2 <u>暗きよ</u> の施工	字句修正 字句修正
受注者は、 <u>暗渠</u> 工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	受注者は、 <u>暗きよ</u> 工の施工中、所定の床掘をしても不透水層又は旧地盤に達しない場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。	
3 埋戻し	3 埋戻し	
受注者は、 <u>暗渠</u> 工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。	受注者は、 <u>暗きよ</u> 工の埋戻しは、礫や透水性のよい土から順次埋め戻し、仕上げなければならない。	字句修正
5－9－2 礫 <u>暗渠</u> 工	5－9－2 礫 <u>暗きよ</u> 工	字句修正 字句修正
受注者は、礫 <u>暗渠</u> 工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。	受注者は、礫 <u>暗きよ</u> 工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め、防水シート等を敷き並べて下部になるべく大きい礫を入れ、順次小さい礫を入れてから埋戻さなければならない。	
5－9－3 鉄線かご <u>暗渠</u> 工	5－9－3 鉄線 <u>籠暗きよ</u> 工	字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
受注者は、鉄線<u>かご暗渠</u>工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線<u>かご</u>を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。 5－9－4 その他二次製品を用いた<u>暗渠</u>工 受注者は、各種の<u>暗渠</u>排水管等を用いた<u>暗渠</u>工の施工に当たっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。 5－9－5 ボーリング<u>暗渠</u>工 1 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 2～3 【省略】 4 受注者は、ボーリング<u>暗渠</u>工の施工に当たっては、設計図書に示されたせん孔位置、配列、方向、勾配及び深度等により施工しなければならない。 5～13 【省略】 第10節 山腹水路工 5－10－1 一般事項 1 本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、水路工、<u>暗渠</u>工併用水路工、<u>暗渠</u>工、現場打水路工、集水桝工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。 2～4 【省略】 5－10－2 【 省 略 】 5－10－3 水路工 1～2 【省略】 3 コルゲートフリュームの組立 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側<u>又は</u>高い側のセクションを、下流側<u>又は</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	受注者は、鉄線<u>籠暗渠</u>工の施工に当たっては、所定の床掘りをし、地ならし後、十分突き固め石詰しながら鉄線<u>籠</u>を据え付け、鉄線で相互の連結を十分に安定させ、目詰りを防ぐため礫等で被覆してから、埋め戻さなければならない。 5－9－4 その他二次製品を用いた<u>暗きょ</u>工 受注者は、各種の<u>暗きょ</u>排水管等を用いた<u>暗きょ</u>工の施工に当たっては、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ、施工しなければならない。 5－9－5 ボーリング<u>暗きょ</u>工 1 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 2～3 【省略】 4 受注者は、ボーリング<u>暗きょ</u>工の施工に当たっては、設計図書に示されたせん孔位置、配列、方向、勾配及び深度等により施工しなければならない。 5～13 【省略】 第10節 山腹水路工 5－10－1 一般事項 1 本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、水路工、<u>暗きょ</u>工併用水路工、<u>暗きょ</u>工、現場打水路工、集水桝工、練石張水路工、植生土のう水路工、張芝水路工その他これらに類する工種について定める。 2～4 【省略】 5－10－2 【 省 略 】 5－10－3 水路工 1～2 【省略】 3 コルゲートフリュームの組立 受注者は、コルゲートフリュームの組立てにあたっては、上流側<u>または</u>高い側のセクションを、下流側<u>または</u>低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリューム断面の両側で行うものとし、底部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの締結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
5－10－4 <u>暗渠</u>併用水路工 1 適用規定 <u>暗渠</u>併用水路工の施工については、第3部 5-9-3 鉄線<u>かご暗渠</u>工の規定による。 2 【省略】 3 水路の肩及び切取法面 受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出<u>又は</u>崩壊しないよう、保護しなければならない。 4 <u>暗渠</u>施工 受注者は、地下水排除のための<u>暗渠</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 5－10－5 <u>暗渠</u>工 受注者は、地下水排除のための<u>暗渠</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 5－10－6 現場打水路工 1 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側<u>又は</u>低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 2 【省略】 5－10－7～5－10－10 【 省 略 】 第11節 ～ 第12節 【 省 略 】 第13節 伏工 5－13－1～5－13－2 【 省 略 】 5－13－3 むしろ伏工 1 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらが<u>法面</u>に水平に	5－10－4 <u>暗きょ</u>併用水路工 1 適用規定 <u>暗きょ</u>併用水路工の施工については、第3部 5-9-3 鉄線<u>籠暗きょ</u>工の規定による。 2 【省略】 3 水路の肩及び切取法面 受注者は、水路の肩及び切取法面が、流出<u>または</u>崩壊しないよう、保護しなければならない。 4 <u>暗きょ</u>施工 受注者は、地下水排除のための<u>暗きょ</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。 5－10－5 <u>暗きょ</u>工 受注者は、地下水排除のための<u>暗きょ</u>の施工にあたっては、基礎を固めた後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。 5－10－6 現場打水路工 1 水路勾配 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側<u>または</u>低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。 2 【省略】 5－10－7～5－10－10 【 省 略 】 第11節 ～ 第12節 【 省 略 】 第13節 伏工 5－13－1～5－13－2 【 省 略 】 5－13－3 むしろ伏工 1 受注者は、むしろ伏工の施工に当たっては、むしろのわらが<u>のり面</u>に水平に	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
なるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。 2 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面を<u>法面</u>に密着させなければならない。 5－13－4～5－13－5 【 省 略 】 第14節 実播工 5－14－1～5－14－3 【 省 略 】 5－14－4 航空実播工 1 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材（種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状<u>又は</u>ペレット状にしたもの）を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材（基材）を散布するもの）、空播き方式（肥料、種子）に区別するものとする。 2 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、<u>又は</u>GPS及び写真等による施工地確認をし、監督員に報告しなければならない。これ以外の方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。 3～9 【省略】 第15節 【 省 略 】 第16節 法枠工 5－16－3 プレキャストブロック法枠工 1～2 【省略】 3 受注者は、中詰めの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （1）ブロック詰めの場合は、枠とブロックとの間を、コンクリート、モルタル等で<u>充填</u>し、法面との間隙がないようにする。 （2）～（3） 【省略】 （4）栗石（玉石）の場合は、切込砂利などで間隙を<u>充填</u>する。 （5） 【省略】	なるように張り付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止するようにしなければならない。 2 受注者は、種子、肥料を装着したむしろは、その面を<u>のり面</u>に密着させなければならない。 5－13－4～5－13－5 【 省 略 】 第14節 実播工 5－14－1～5－14－3 【 省 略 】 5－14－4 航空実播工 1 航空実播工は、スラリー方式（粘液状のスラリー材（種子、肥料、侵食防止材、混和材、着色材等の混合物）を散布するもの）と、ベース方式（ベース材（種子、有機質土壌、肥料、保水材等を袋状<u>または</u>ペレット状にしたもの）を塊状にして分散投下し、次いでスラリー材（基材）を散布するもの）、空播き方式（肥料、種子）に区別するものとする。 2 受注者は、散布実施に先立ち、施工地を空中から識別できるよう現地に標識等を設置、<u>または</u>GPS及び写真等による施工地確認をし、監督員に報告しなければならない。これ以外の方法による場合は、監督員の承諾を得るものとする。 3～9 【省略】 第15節 【 省 略 】 第16節 法枠工 5－16－3 プレキャストブロック法枠工 1～2 【省略】 3 受注者は、中詰めの施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （1）ブロック詰めの場合は、枠とブロックとの間を、コンクリート、モルタル等で<u>充てん</u>し、法面との間隙がないようにする。 （2）～（3） 【省略】 （4）栗石（玉石）の場合は、切込砂利などで間隙を<u>充てん</u>する。 （5） 【省略】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
5－16－4 現場打及び現場吹付法枠工 1 受注者は、現場打<u>法枠</u>工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （１）～（３） 【省略】 2 受注者は、現場吹付<u>法枠</u>工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （１）型枠鉄筋のプレハブ部材は、<u>法面</u>になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定する。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じセメントミルク、モルタル等で間隙を<u>充填</u>する。 （２）～（４） 【省略】 第17節 ～ 第18節 【 省 略 】 第6章 地すべり防止工 第1節 ～ 第2節 【 省 略 】 第3節 <u>暗渠</u>工 6－3－1 一般施工 本節は、<u>暗渠</u>工として礫<u>暗渠</u>工、鉄線かご<u>暗渠</u>工、その他二次製品を用いた<u>暗渠</u>工、ボーリング<u>暗渠</u>工その他これらに類する工種について定める。 6－3－2 礫<u>暗渠</u>工 礫<u>暗渠</u>工については、第3部 5-9-2 礫<u>暗渠</u>工の規定による。 6－3－3 鉄線<u>かご暗渠</u>工 鉄線<u>かご暗渠</u>工については、第3部 5-9-3 鉄線<u>かご暗渠</u>工の規定による。 6－3－4 その他二次製品を用いた<u>暗渠</u>工 その他の<u>暗渠</u>工については、第3部 5-9-4 その他二次製品を用いた<u>暗渠</u>工	5－16－4 現場打及び現場吹付法枠工 1 受注者は、現場打<u>のり枠</u>工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （１）～（３） 【省略】 2 受注者は、現場吹付<u>のり枠</u>工の施工に当たっては、次の各号によらなければならない。 （１）型枠鉄筋のプレハブ部材は、<u>のり面</u>になじみよく据え付け、所定のアンカーピンを用いて、堅固に固定する。なお、アンカーピンの打込み後、必要に応じセメントミルク、モルタル等で間隙を<u>充てん</u>する。 （２）～（４） 【省略】 第17節 ～ 第18節 【 省 略 】 第6章 地すべり防止工 第1節 ～ 第2節 【 省 略 】 第3節 <u>暗きよ</u>工 6－3－1 一般施工 本節は、<u>暗きよ</u>工として礫<u>暗きよ</u>工、鉄線かご<u>暗きよ</u>工、その他二次製品を用いた<u>暗きよ</u>工、ボーリング<u>暗きよ</u>工その他これらに類する工種について定める。 6－3－2 礫<u>暗きよ</u>工 礫<u>暗きよ</u>工については、第3部 5-9-2 礫<u>暗きよ</u>工の規定による。 6－3－3 鉄線<u>籠暗きよ</u>工 鉄線<u>籠暗きよ</u>工については、第3部 5-9-3 鉄線<u>籠暗きよ</u>工の規定による。 6－3－4 その他二次製品を用いた<u>暗きよ</u>工 その他の<u>暗きよ</u>工については、第3部 5-9-4 その他二次製品を用いた<u>暗き</u>	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
の規定による。 6－3－5 ボーリング<u>暗渠</u>工 ボーリング<u>暗渠</u>工については、第3部 5-9-5 ボーリング<u>暗渠</u>工の規定による。 第4節 【 省 略 】 第5節 排水トンネル工 6－5－1～6－5－5 【 省 略 】 6－5－6 その他 1 受注者は、余掘については、良質の岩石等を用いて、できるだけ空隙が残らないよう<u>充填</u>しなければならない。 2 受注者は、坑門については、覆工と一体となるように施工しなければならない。 3 受注者は、坑門上部の盛土は、排水をよくし、<u>でき上がった</u>構造物に不等な圧力がかからないようにしなければならない。 第6節 ～ 第10節 【 省 略 】 第7章 ～ 第9章 【 省 略 】 第4部 林道	<u>よ</u>工の規定による。 6－3－5 ボーリング<u>暗きよ</u>工 ボーリング<u>暗きよ</u>工については、第3部 5-9-5 ボーリング<u>暗きよ</u>工の規定による。 第4節 【 省 略 】 第5節 排水トンネル工 6－5－1～6－5－5 【 省 略 】 6－5－6 その他 1 受注者は、余掘については、良質の岩石等を用いて、できるだけ空隙が残らないよう<u>充てん</u>しなければならない。 2 受注者は、坑門については、覆工と一体となるように施工しなければならない。 3 受注者は、坑門上部の盛土は、排水をよくし、<u>出来上がった</u>構造物に不等な圧力がかからないようにしなければならない。 第6節 ～ 第10節 【 省 略 】 第7章 ～ 第9章 【 省 略 】 第4部 林道	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第 1 章 共通施工	第 1 章 共通施工	
第 1 節 ～ 第 9 節 【 省 略 】	第 1 節 ～ 第 9 節 【 省 略 】	
第10節 排水施設工	第10節 排水施設工	
1－10－1～1－10－7 【 省 略 】	1－10－1～1－10－7 【 省 略 】	
1－10－8 呑口工及び吐口工	1－10－8 呑口工及び吐口工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が溝渠の基礎となる箇所については、ほかの部分と同様に均等な地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。	2 受注者は、背面の埋戻し又は盛土が溝きよの基礎となる箇所については、他の部分と同様に均等な地盤支持力が得られるよう十分に締固めなければならない。	字句修正 字句修正
3 【省略】	3 【省略】	
1－10－9 集水ます工	1－10－9 集水ます工	
1 【省略】	1 【省略】	
2 受注者は、集水柵工と溝渠等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。	2 受注者は、集水柵工と溝きよ等との接続部について、漏水が生じないように施工しなければならない。	字句修正
3 【省略】	3 【省略】	
1－10－10～1－10－14 【 省 略 】	1－10－10～1－10－14 【 省 略 】	
1－10－15 場所打水路工	1－10－15 場所打水路工	
1 水路勾配	1 水路勾配	
受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとし、下流側または低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。	字句修正
2 側溝蓋の設置	2 側溝蓋の設置	
受注者は、側溝蓋の設置については、路面又は水路との段差が生じないように施工しなければならない。	受注者は、側溝蓋の設置については、路面または水路との段差が生じないように施工しなければならない。	字句修正
3 【省略】	3 【省略】	

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

基準書の名称変更

字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
踏掛版の施工に<u>当たり</u>、縦目地及び横目地の設置については、第 1 部 3-6-8 コンクリート舗装工の規定によるものとする。 2 ラバーシューの設置 受注者は、ラバーシューの設置に<u>当たり</u>、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。 3 アンカーボルトの設置 受注者は、アンカーボルトの設置に<u>当たり</u>、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。 第 7 節 ～ 第 8 節 【 省 略 】 第 3 章 橋梁下部 第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】 第 3 節 工場製作工 3-3-1 一般事項 1 【省略】 2 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合<u>又は</u>設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部<u>又は</u>一部を省略することができるものとする。 3～5 【省略】 3-3-4～3-3-5 【 省 略 】 第 4 節 ～ 第 12 節 【 省 略 】	踏掛版の施工に<u>あたり</u>、縦目地及び横目地の設置については、第 1 部 3-6-8 コンクリート舗装工の規定によるものとする。 2 ラバーシューの設置 受注者は、ラバーシューの設置に<u>あたり</u>、既設構造物と一体となるように設置しなければならない。 3 アンカーボルトの設置 受注者は、アンカーボルトの設置に<u>あたり</u>、アンカーボルトは、垂直となるように設置しなければならない。 第 7 節 ～ 第 8 節 【 省 略 】 第 3 章 橋梁下部 第 1 節 ～ 第 2 節 【 省 略 】 第 3 節 工場製作工 3-3-1 一般事項 1 【省略】 2 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合<u>または</u>設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部<u>または</u>一部を省略することができるものとする。 3～5 【省略】 3-3-4～3-3-5 【 省 略 】 第 4 節 ～ 第 12 節 【 省 略 】	字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第4章 鋼橋上部 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 4－2－1 一般事項 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (9) 【省略】 (10) 防護柵の設置基準・同解説 <u>／ボラードの設置便覧</u> 日本道路協会 (11) ～ (13) 【省略】 第3節 工場製作工 4－3－1 一般事項 1 【省略】 2 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>又は</u> 設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>又は</u> 一部を省略することができるものとする。 3 【省略】 4 使用材料のキズ、ひずみ等 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <u>又は</u> 著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。 5 【省略】 4－3－2～4－3－12 【 省 略 】	第4章 鋼橋上部 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 4－2－1 一般事項 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (9) 【省略】 (10) 防護柵の設置基準・同解説 <u>【追記】</u> 日本道路協会 (11) ～ (13) 【省略】 第3節 工場製作工 4－3－1 一般事項 1 【省略】 2 施工計画書 受注者は、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合 <u>または</u> 設計図書に関して監督員の承諾を得た場合は、上記項目の全部 <u>または</u> 一部を省略することができるものとする。 3 【省略】 4 使用材料のキズ、ひずみ等 受注者は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <u>または</u> 著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。 5 【省略】 4－3－2～4－3－12 【 省 略 】	基準書の名称変更 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第2節 ～ 第9節 【 省 略 】 第5章 コンクリート橋上部 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 5－2－1 一般事項 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (8) 【省略】 (9) 防護柵の設置基準・同解説／ <u>ボラードの設置便覧</u> 日本道路協会 (10) ～ (14) 【省略】 第3節 ～ 第14節 【 省 略 】 第6章 【 省 略 】 第7章 トンネル (NATM) 第1節 ～第4節 【 省 略 】 第5節 覆 工	第5節 ～ 第9節 【 省 略 】 第5章 コンクリート橋上部 第1節 【 省 略 】 第2節 適用すべき諸基準 5－2－1 一般事項 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。 (1) ～ (8) 【省略】 (9) 防護柵の設置基準・同解説【 <u>追記</u> 】 日本道路協会 (10) ～ (14) 【省略】 第3節 ～ 第14節 【 省 略 】 第6章 【 省 略 】 第7章 トンネル (NATM) 第1節 ～第4節 【 省 略 】 第5節 覆 工	基準書の名称変更

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
7－5－1～7－5－2 【 削 除 】 7－5－3 覆工コンクリート工 1 運搬機械 受注者は、トラックミキサー<u>又は</u>アジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。 2 コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みに<u>当たり</u>、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。 3～4 【省略】 5 妻型枠の施工 受注者は、妻型枠の施工に<u>当たり</u>、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 6～7 【省略】 8 型枠の施工 受注者は、型枠の施工に<u>当たり</u>、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。 9 【省略】 10 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム<u>又は</u>スキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。 11 【省略】 7－5－4～7－5－6 【 削 除 】 第6節 ～ 第9節 【 省 略 】 第8章 ～ 第10章 【 省 略 】	7－5－1～7－5－2 【 削 除 】 7－5－3 覆工コンクリート工 1 運搬機械 受注者は、トラックミキサー<u>または</u>アジテーター付き運搬機を用いてコンクリートを運搬するものとする。これ以外の場合は、異物の混入、コンクリートの材料分離が生じない方法としなければならない。 2 コンクリートの打込み 受注者は、コンクリートの打込みに<u>あたり</u>、コンクリートが分離を起こさないように施工するものとし、左右対称に水平に打設し、型枠に偏圧を与えないようにしなければならない。 3～4 【省略】 5 妻型枠の施工 受注者は、妻型枠の施工に<u>あたり</u>、コンクリートの圧力に耐えられる構造とし、モルタル漏れのないように取り付けなければならない。 6～7 【省略】 8 型枠の施工 受注者は、型枠の施工に<u>あたり</u>、トンネル断面の確保と表面仕上げに特に留意し、覆工コンクリート面に段違いを生じないように仕上げなければならない。 9 【省略】 10 型枠材料 受注者は、型枠は、メタルフォーム<u>または</u>スキンプレートを使用した鋼製移動式のものを使用しなければならない。 11 【省略】 7－5－4～7－5－6 【 削 除 】 第6節 ～ 第9節 【 省 略 】 第8章 ～ 第10章 【 省 略 】	字句修正 字句修正 字句修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
第5部 自然公園工 第1章 共通施工 第1節 総 則（工事着手に際し） 1－1－1～1－1－2 【 省 略 】 1－1－3 施設整備の目的 施設整備の目的は、次の3項目のうちひとつ、または複数の項目を満たすべきものである。これらの項目ではそれぞれ、次のような効果を念頭に置いて整備しなければならない。 1 自然環境の保全・再生 自然公園等の過剰利用の緩和・解消、自然の中への無秩序な侵入の防止等により、自然の荒廃を防ぎ、国民の資産である貴重な自然環境を保護、復元、更には再生するもの。もって、生物多様性の保全や自然との共生等にも資する。 2～3 【省略】 第2節 ～ 第3節 【 省 略 】 第4節 植栽基盤工 1－4－1 一般事項 1～2 【省略】 3 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に監督員と協議のうえ、必要に応じてp H、有害物質についての試験を行うものとする。 1－4－2 材 料	第5部 自然公園工 第1章 共通施工 第1節 総 則（工事着手に際し） 1－1－1～1－1－2 【 省 略 】 1－1－3 施設整備の目的 施設整備の目的は、次の3項目のうちひとつ、または複数の項目を満たすべきものである。これらの項目ではそれぞれ、次のような効果を念頭に置いて整備しなければならない。 1 自然環境の保全【追記】 自然公園等の過剰利用の緩和・解消、自然の中への無秩序な侵入の防止等により、自然の荒廃を防ぎ、国民の資産である貴重な自然環境を保護、復元、更には再生するもの。もって、生物多様性の保全や自然との共生等にも資する。 2～3 【省略】 第2節 ～ 第3節 【 省 略 】 第4節 植栽基盤工 1－4－1 一般事項 1～2 【省略】 3 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、設計図書に示されていない場合は、工事着手前に監督員と協議のうえ、必要に応じてp H、有害物質についての試験を行うものとする。 1－4－2 材 料	字句追加 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
1 【省略】 2 土性改良工で使用する土壌改良材については、次の各号に合格したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。 (1) ～ (2) 【省略】 (3) <u>有機質土壌改良材（針葉樹皮改良材）については、針葉樹皮の樹皮が分解しづらい性質を利用し、樹皮に加工を施して改良材としたもので、有機物が混入していないものとする。</u> (4) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、<u>広葉樹又は針葉樹の樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物その他が混入していないものとする。なお、未熟なバーク堆肥を用いると窒素欠乏による生育阻害をおこす恐れがあるので注意しなければならない。</u> (5) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ビート等を主としたもので、有害物その他が混入していないものとする。 (6) 有機質土壌改良材（下水泥炭コンポスト）については、下水泥炭を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物その他が混入していないものとする。 (7) <u>針葉樹皮改良材</u>、バーク堆肥、泥炭系及び下水泥炭コンポスト以外の有機質土壌改良材については、有害物その他が混入していないものとする。 (8) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いる<u>ものとするが、これにより難い</u>場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 3 【省略】 1－4－3～1－4－4 【 省 略 】 1－4－5 土性改良工 1～3 【省略】 4 除塩の施工については、設計図書によるものと<u>し、これにより難い</u>場合は、以下の各号によらなければならない。 (1) 【省略】 (2) 土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕転を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早朝に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものと<u>し、これにより難い</u>場合は、<u>設計図書に関して</u>監督員と協議しなければならない。 5 【省略】 1－4－6 表土盛土工 1 受注者は、表土盛土工の施工については、以下の各号によらなければなら	1 【省略】 2 土性改良工で使用する土壌改良材については、次の各号に合格したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。 (1) ～ (2) 【省略】 <u>【新設】</u> (3) 有機質土壌改良材（バーク堆肥）については、<u>【追記】</u>樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物その他が混入していないものとする。<u>【追記】</u> (4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ビート等を主としたもので、有害物その他が混入していないものとする。 (5) 有機質土壌改良材（下水泥炭コンポスト）については、下水泥炭を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物その他が混入していないものとする。 (6) <u>【追記】</u>バーク堆肥、泥炭系及び下水泥炭コンポスト以外の有機質土壌改良材については、有害物その他が混入していないものとする。 (7) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いる <u>【追記】</u> 場合は、<u>【追記】</u> 監督員と協議しなければならない。。 3 【省略】 1－4－3～1－4－4 【 省 略 】 1－4－5 土性改良工 1～3 【省略】 4 受注者は、除塩の施工については、設計図書によるものと<u>する。設計図書に示されていない</u>場合は、次の各号によらなければならない。 (1) 【省略】 (2) 土壌がヘドロである場合は、土壌が乾燥した時に耕転を行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早朝に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものと<u>する。なお、設計図書に示されていない</u>場合は、監督員と協議しなければならない。 5 【省略】 1－4－6 表土盛土工 1 受注者は、表土盛土工の施工については、以下の各号によらなければなら	針葉樹皮改良材について追記 字句修正 字句追加 番号修正 番号修正 番号修正 字句追加 番号修正 字句追加 番号修正 字句修正 字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
らない。 (1) 表土盛土材を仮置する場合、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って 3 % <u>～5 %</u> の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は 1 : 1.8 より緩勾配としなければならない。 (2) 【省略】 2 ～ 3 【省略】 1 － 4 － 7 ～ 1 － 4 － 8 【 省 略 】 第 5 節 施設整備工 1 － 5 － 1 【 省 略 】 1 － 5 － 2 園路・広場<u>整備</u>工 1 一般事項 (1) 受注者は、園路・広場<u>整備</u>工については、敷地の状況、その他公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。 (2) ～ (7) 【省略】 2 材 料 (1) 受注者は、園路・広場<u>整備</u>工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。 (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 12 【省略】 1 － 5 － 3 ～ 1 － 5 － 5 【 省 略 】 第 6 節 植 栽 1 － 6 － 1 ～ 1 － 6 － 2 【 省 略 】 1 － 6 － 3 植栽工 1 【省略】 2 材料 (1) 樹木の材料については、次の各号に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。 1) 寸法は設計図書によるものとし、品質は次表の品質規格表（樹姿）及	ない。 (1) 表土盛土材を仮置する場合、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って 3 % <u>程度</u> の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は 1 : 1.8 より緩勾配としなければならない。 (2) 【省略】 2 ～ 3 【省略】 1 － 4 － 7 ～ 1 － 4 － 8 【 省 略 】 第 5 節 施設整備工 1 － 5 － 1 【 省 略 】 1 － 5 － 2 園路・広場<u>【追記】</u>工 1 一般事項 (1) 受注者は、園路・広場<u>【追記】</u>工については、敷地の状況、その他公園施設との取り合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。 (2) ～ (7) 【省略】 2 材 料 (1) 受注者は、園路・広場<u>【追記】</u>工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。 (2) ～ (4) 【省略】 3 ～ 12 【省略】 1 － 5 － 3 ～ 1 － 5 － 5 【 省 略 】 第 6 節 植 栽 1 － 6 － 1 ～ 1 － 6 － 2 【 省 略 】 1 － 6 － 3 植栽工 1 【省略】 2 材料 (1) 樹木の材料については、次の各号に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。 1) 寸法は設計図書によるものとし、品質は次表の品質規格表（樹姿）及	字句追加 字句追加 字句追加 字句追加

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考																																																																												
び品質規格表（樹勢）によるものとする。なお、設計図書に示す寸法は原則として最低値を示すものとする。 品質規格表（樹姿） <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th></tr><tr><td>樹 形 <u>（全形）</u></td><td>樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。</td></tr><tr><td>幹 <u>（高木にのみ適用）</u></td><td>幹が<u>樹種の特性に応じ、</u>単幹<u>又は株立ち</u>であること。<u>ただし、その特性上、</u>幹が斜上するものはこの限りでない。</td></tr><tr><td>枝葉の配分</td><td>配分が四方に均等であること。</td></tr><tr><td>枝葉の密度</td><td><u>樹種の特性に応じて</u>節間が詰まり、<u>枝葉</u>密度が良好であること。</td></tr><tr><td>枝下<u>の位置</u></td><td>樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること</td></tr></table> 品質規格表（樹勢） <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th></tr><tr><td>生 育</td><td><u>健全な</u>生育を<u>呈</u>し、<u>樹木全体で活力ある健康な状態で育っている</u>こと。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>樹 皮 （肌）</td><td><u>損傷がないか、その</u>痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。</td></tr><tr><td>枝</td><td><u>樹種の特性に応じた</u>枝を保ち、<u>徒長枝、</u>枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr></table> 2）樹木の品質寸法基準に関する用語の定義は、次表によるものとする。 公共用緑化樹木<u>等</u>品質寸法基準における用語の定義 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>公共用緑化樹木</td><td>主として<u>公園緑地、道路、その他公共施設等の</u>緑化に用いられる樹木<u>等</u>をいう。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>樹 高 （略称：H）</td><td>樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なおヤシ類<u>など</u>特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>株立数 （略称：BN）</td><td>株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している<u>こと</u>。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr></table>	項 目	規 格	樹 形 <u>（全形）</u>	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。	幹 <u>（高木にのみ適用）</u>	幹が <u>樹種の特性に応じ、</u> 単幹 <u>又は株立ち</u> であること。 <u>ただし、その特性上、</u> 幹が斜上するものはこの限りでない。	枝葉の配分	配分が四方に均等であること。	枝葉の密度	<u>樹種の特性に応じて</u> 節間が詰まり、 <u>枝葉</u> 密度が良好であること。	枝下 <u>の位置</u>	樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること	項 目	規 格	生 育	<u>健全な</u> 生育を <u>呈</u> し、 <u>樹木全体で活力ある健康な状態で育っている</u> こと。	【省略】	【省略】	樹 皮 （肌）	<u>損傷がないか、その</u> 痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。	枝	<u>樹種の特性に応じた</u> 枝を保ち、 <u>徒長枝、</u> 枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。	【省略】	【省略】	用 語	定 義	公共用緑化樹木	主として <u>公園緑地、道路、その他公共施設等の</u> 緑化に用いられる樹木 <u>等</u> をいう。	【省略】	【省略】	樹 高 （略称：H）	樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なおヤシ類 <u>など</u> 特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。	【省略】	【省略】	株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している <u>こと</u> 。	【省略】	【省略】	び品質規格表（樹勢）によるものとする。なお、設計図書に示す寸法は原則として最低値を示すものとする。 品質規格表（樹姿） <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th></tr><tr><td>樹 形 <u>【追記】</u></td><td>樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。</td></tr><tr><td>幹 <u>【追記】</u></td><td>幹が<u>ほぼまっすぐで、</u>単幹であること。 <u>（但し、株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。）</u></td></tr><tr><td>枝葉の配分</td><td>配分が四方に均等であること。</td></tr><tr><td>枝葉の密度</td><td><u>徒長的な生長あるいはその他の異常な生長が認められず、</u>節間が詰まり、<u>着葉</u>密度が良好であること。</td></tr><tr><td>枝下<u>【追記】</u></td><td>樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること</td></tr></table> 品質規格表（樹勢） <table><tr><th>項 目</th><th>規 格</th></tr><tr><td>生 育</td><td><u>充実し生氣ある</u>生育を<u>しており、移植容易のように根づくりされたものである</u>こと。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>樹 皮 （肌）</td><td><u>ゆ傷</u>痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。</td></tr><tr><td>枝</td><td><u>自然の</u>枝の姿を保ち、<u>【追記】</u>枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr></table> 2）樹木の品質寸法基準に関する用語の定義は、次表によるものとする。 公共用緑化樹木<u>の</u>品質寸法基準における用語の定義 <table><tr><th>用 語</th><th>定 義</th></tr><tr><td>公共用緑化樹木</td><td>主として<u>自然公園等の公共用</u>緑化に用いられる樹木<u>材料</u>をいう。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>樹 高 （略称：H）</td><td>樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。なおヤシ類<u>等</u>特殊樹にあつては「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr><tr><td>株立数 （略称：BN）</td><td>株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している。</td></tr><tr><td>【省略】</td><td>【省略】</td></tr></table>	項 目	規 格	樹 形 <u>【追記】</u>	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。	幹 <u>【追記】</u>	幹が <u>ほぼまっすぐで、</u> 単幹であること。 <u>（但し、株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。）</u>	枝葉の配分	配分が四方に均等であること。	枝葉の密度	<u>徒長的な生長あるいはその他の異常な生長が認められず、</u> 節間が詰まり、 <u>着葉</u> 密度が良好であること。	枝下 <u>【追記】</u>	樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること	項 目	規 格	生 育	<u>充実し生氣ある</u> 生育を <u>しており、移植容易のように根づくりされたものである</u> こと。	【省略】	【省略】	樹 皮 （肌）	<u>ゆ傷</u> 痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。	枝	<u>自然の</u> 枝の姿を保ち、 <u>【追記】</u> 枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。	【省略】	【省略】	用 語	定 義	公共用緑化樹木	主として <u>自然公園等の公共用</u> 緑化に用いられる樹木 <u>材料</u> をいう。	【省略】	【省略】	樹 高 （略称：H）	樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。なおヤシ類 <u>等</u> 特殊樹にあつては「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。	【省略】	【省略】	株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している。	【省略】	【省略】	字句追加 字句修正 字句追加 字句修正 字句追加 字句修正
項 目	規 格																																																																													
樹 形 <u>（全形）</u>	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。																																																																													
幹 <u>（高木にのみ適用）</u>	幹が <u>樹種の特性に応じ、</u> 単幹 <u>又は株立ち</u> であること。 <u>ただし、その特性上、</u> 幹が斜上するものはこの限りでない。																																																																													
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。																																																																													
枝葉の密度	<u>樹種の特性に応じて</u> 節間が詰まり、 <u>枝葉</u> 密度が良好であること。																																																																													
枝下 <u>の位置</u>	樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること																																																																													
項 目	規 格																																																																													
生 育	<u>健全な</u> 生育を <u>呈</u> し、 <u>樹木全体で活力ある健康な状態で育っている</u> こと。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
樹 皮 （肌）	<u>損傷がないか、その</u> 痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。																																																																													
枝	<u>樹種の特性に応じた</u> 枝を保ち、 <u>徒長枝、</u> 枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
用 語	定 義																																																																													
公共用緑化樹木	主として <u>公園緑地、道路、その他公共施設等の</u> 緑化に用いられる樹木 <u>等</u> をいう。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
樹 高 （略称：H）	樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なおヤシ類 <u>など</u> 特殊樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している <u>こと</u> 。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
項 目	規 格																																																																													
樹 形 <u>【追記】</u>	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。																																																																													
幹 <u>【追記】</u>	幹が <u>ほぼまっすぐで、</u> 単幹であること。 <u>（但し、株立物及び自然樹形で幹が斜上するものはこの限りでない。）</u>																																																																													
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。																																																																													
枝葉の密度	<u>徒長的な生長あるいはその他の異常な生長が認められず、</u> 節間が詰まり、 <u>着葉</u> 密度が良好であること。																																																																													
枝下 <u>【追記】</u>	樹冠を形成する一番の枝の高さが適正な位置にあること																																																																													
項 目	規 格																																																																													
生 育	<u>充実し生氣ある</u> 生育を <u>しており、移植容易のように根づくりされたものである</u> こと。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
樹 皮 （肌）	<u>ゆ傷</u> 痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。																																																																													
枝	<u>自然の</u> 枝の姿を保ち、 <u>【追記】</u> 枯損枝、枝折れ等の処理及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
用 語	定 義																																																																													
公共用緑化樹木	主として <u>自然公園等の公共用</u> 緑化に用いられる樹木 <u>材料</u> をいう。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
樹 高 （略称：H）	樹高とは、樹木の掛冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝及び先端は含まない。なおヤシ類 <u>等</u> 特殊樹にあつては「幹高」と特記する場合は、幹部の垂直高をいう。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													
株立数 （略称：BN）	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立…… 1 本は所要の樹高に達しており、他の所要の樹高の70%以上に達していること。 3 本立以上…指定株立数について、過半数が所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の70%以上に達している。																																																																													
【省略】	【省略】																																																																													

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後		現 行		備 考
ふるい掘り	樹木の移植に際し、 <u>土</u> のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。	ふるい掘り	樹木の移植に際し土のまとまりをつけず掘り上げること。 ふるい根、素掘りともいう。	
【省略】	【省略】	【省略】	【省略】	
3) 【省略】 (2) ～ (14) 【省略】 3 ～ 10 【省略】		3) 【省略】 (2) ～ (14) 【省略】 3 ～ 10 【省略】		
1－6－4～1－6－6 【 省 略 】		1－6－4～1－6－6 【 省 略 】		
第 7 節 給水工事				
1－7－1～1－7－3 【 省 略 】		1－7－1～1－7－3 【 省 略 】		
1－7－4 飲料水設備工		1－7－4 飲料水設備工		
1 【省略】		1 【省略】		
2 材 料		2 材 料		
(1) 飲料水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものとする。		(1) 飲料水設備工の材料は、次の規格に適合したものまたはこれと同等以上の品質を有するものとする。		
1) 日本産業規格（JIS）に適合したもの。		1) 日本産業規格（JIS）に適合したもの。		
【省略】		【省略】		
JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）		JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）		
<u>JIS G 3491（水道用鋼管アスファルト塗覆装方法）</u>		<u>【新設】</u>		資材の追加
JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）		JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）		
【省略】		【省略】		
2) 日本水道協会（JWWA）の規格に適合したもの <u>またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</u>		2) 日本水道協会（JWWA）の規格に適合したもの <u>【追記】</u> 。		字句追加
【省略】		【省略】		
(2) ～ (3) 【省略】		(2) ～ (3) 【省略】		
4 給水管路工		4 給水管路工		
(1) ～ (5) 【省略】		(1) ～ (5) 【省略】		
(6) 受注者は、給水管の接合については、次の各号によらなければならない。		(6) 受注者は、給水管の接合については、次の各号によらなければならない。		
1) 【省略】		1) 【省略】		
2) 管の断面が <u>変形</u> しないように、管軸 <u>心</u> に対して直角に切断し、その切り口 <u>は</u> 平滑に仕上げなければならない。		2) 管の断面が <u>変更</u> しないように、管軸 <u>線</u> に対して直角に切断し、その切り口を平滑に仕上げなければならない。		字句修正
3) 【省略】		3) 【省略】		
(7) 受注者は、銅管給水管の接合は、 <u>原則として行ってはならない。</u>		(7) 受注者は、銅管給水管の接合 <u>については、ろう接剤を用いて接合しなければならない。</u>		字句修正

新 旧 対 照 表

【 土木工事共通仕様書 】 森林整備保全事業編

改 正 後	現 行	備 考
(8) <u>受注者は、鉛管と鋳鉄管を接続する場合は、LY継手と鋳鉄管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管と接合する場合は、黄銅製はんだ付け用ニップルを使用しなければならない。</u> (9) ～ (13) 【省略】 第8節 電気工事 1－8－1～1－8－3 【省 略】 1－8－4 照明設備工 1～5 【省略】 <u>6 受注者は遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。</u> 1－8－5 【省 略】 1－8－6 電線管路工 1 受注者は、電線管路工の施工については、次の各号によらなければならない。 (1) ～ (2) 【省略】 (3) 電線を曲げる場合は、被覆を傷めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあっては、<u>単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり外径の8倍以上としなければならない。</u> 2～3 【省略】 <u>4 受注者は電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。</u> 第9節 ～ 第10節 【省 略】	<u>【新規】</u> (8) ～ (12) 【省略】 第8節 電気工事 1－8－1～1－8－3 【省 略】 1－8－4 照明設備工 1～5 【省略】 <u>【新規】</u> 1－8－5 【省 略】 1－8－6 電線管路工 1 受注者は、電線管路工の施工については、次の各号によらなければならない。 (1) ～ (2) 【省略】 (3) 電線を曲げる場合は、被覆を傷めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルにあっては、<u>【追記】仕上がり外径の6倍以上とし【追記】</u>なければならない。 2～3 【省略】 <u>【新規】</u> 第9節 ～ 第10節 【省 略】	項目の追加 番号修正 項目の追加 字句追加 項目の追加